

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名 杉並区産業振興計画

2. 案の公表日 平成 25 年 3 月 11 日

3. 意見提出期間 平成 25 年 3 月 11 日から平成 25 年 4 月 9 日 (30 日間)

4. 意見提出実績

総数 4 件

提出方法	件数 (A+B)	人数 (A)	団体数 (B)	項目数
文 書	3	3		7
F A X	0			
電子メール	0			
ホームページ	1	1		5
そ の 他	0			
合 計	4	4	0	12

5. お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

別紙 1 のとおり

6. 計画案の修正について

別紙 2 のとおり

7. 問い合わせ先

産業振興センター管理係

電話：03（5347）9134

(別紙1)

◎お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果（区の考え方）や理由等について下記のとおりまとめました。

意見の概要と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方
全体について		
1	杉並区として「アニメ」「農業」「就労」に重点を置くことが理解でき、よくまとまった計画と感じた。	産業振興計画の推進にあたっての参考意見とさせていただきます。
目標1について		
2	杉並区観光協会を設立し、その事業展開の中で、目標1に掲げる取組内容の実現を図ってほしい。	目標1に掲げた施策を着実に推進することにより、目標が示す将来像の実現に向けて取り組んでいきます。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
3	区内の産業は未だ掘り起しができないないと感じている。教育産業や文化産業などの資源をビジネスに結び付ける工夫が必要と考える。広い視野から継続的に収益につなげる方法も盛り込んでもらいたい。	産業団体等と区の連携体制を構築し、区内産業の魅力の発信や事業者間の交流の機会・場を拡大する取組を通じて、区内事業所の優れた技術や質の高い製品、サービスを発掘していきます。こうした取組により様々な資源をビジネスチャンスにつなげ、事業者が収益を上げていくことを目指しており、ご意見の趣旨は計画に盛り込んでおります。
目標2について		
4	観光協会を設立し、商店会、町会と協力して、区内の有形・無形の文化資産の探索・発掘を行うとともに「杉並七福神」を認定したらどうか。	その地域が持つ歴史、自然環境、文化などの地域特性を活かした商店街の取組を支援するとともに、目標5の杉並の「良さ」、「らしさ」の再発見、集積、発信により、杉並の魅力の向上を図っていきます。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
5	地域や商店街の活性化にはNPO法人の力は不可欠であり、彼らが持つノウハウや人脈は地元企業にもプラスになるものが多いため、先進的なNPOに積極的に関わってもらうべきと考える。	商店街への経営支援の中で、民間企業やNPO等の外部人材が積極的に商店街事業に関わり、サポートすることにより、商店街の活性化を図る取組を進めています。
6	「にぎわい活力」をもたらす安全・安心な商店街に向けた具体的な取組としては、屋外喫煙・落書き・違法広告物の禁止が最重要課題であり、計画に盛り込んでほしい。	ご意見については、快適に買い物ができる商店街の環境整備を推進する上の参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	区の考え方
目標3について		
7	区内の農家が「土の質」に適用する果物の木を植林・育成し、収穫物を使用した和・洋菓子のコンテストを実施し、新たな「杉並名物」の創造を目指したらどうか。	「区内農産物の魅力向上、ブランド化」は目標3の中で計画化し、取り組むこととしています。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
8	都市農地の保全の重要性はわかるが、それがどう地産地消に結びついているのかよく見えない。隣で囲って「農地」の表示があっても活用されていないところもあり、区民にわかりやすい形で日常的に良質な農産物を提供してもらえるといい。そうでなければ、宅地や防災目的の公園にした方がいい。	農業の担い手に対する耕作指導などにより、都市農業の充実を図るとともに、その収穫物が広く区民等に購入・利用される取り組みを進めていきます。
目標5について		
9	「魅力的でにぎわいがあるまち」がなぜアニメなのかよくわからない。魅力的な商店街、まちづくりは是非やってほしいが、アニメにとらわれる必要はないと考える。	「魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたくなるまち」という目標を実現するうえで、アニメの持つ発信力や集客力、活気を生む娛樂性の高さは、まちの魅力とにぎわいを創る一つの有効な手段になると考えます。
その他		
10	農業とアニメは専門部署を作った方がスムーズに進められると思う。	産業振興計画の推進にあたっての参考意見とさせていただきます。
11	産業を考える審議会としては、女性と若者が足りておらずもったいない。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
12	杉並区で、東京電力以外の原発を持っていない電力会社からの電力購入や民間の余剰電力の購入、区の施設での自然エネルギーの発電、また電力自由化を促進するような取組をぜひ行ってもらいたい。	今後、地域のエネルギー対策を考える上での参考とさせていただきます。

計画案の修正一覧

No.	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
1	はじめに・「改定の経緯と趣旨」(P1)	平成24年__に「杉並区基本構想(10年ビジョン)」を「杉並区総合計画(10年プラン)」_____を策定し、	平成24年 <u>3月</u> に「杉並区基本構想(10年ビジョン)」を「杉並区総合計画(10年プラン)」と「杉並区実行計画(3年プログラム)」を策定し、	より適切な記述に修正
2	目標1・取組1①(P7)	幅広い産業を念頭に置き、事業者 <u>や</u> 区民、区の責務などを定めた	幅広い産業を念頭に置き、 <u>産業振興の基本理念や、事業者<u>や</u>区民、区の責務などを定めた</u>	より適切な記述に修正
4	目標2・体系図(P12)	⑧専門家の派遣による商店街の経営力強化 <u>新規</u> ⑨ <u>重</u>	⑧専門家の派遣による商店街の経営力強化 <u>新規</u> ・ <u>重</u>	誤記による修正
5	目標2・取組3⑦(P14)	民間企業、 <u>社会企業家、NPO等の外部人材が積極的に商店街事業に関わり、</u>	民間企業、 <u>NPO等の外部人材が積極的に商店街事業に関わり、</u>	より適切な記述に修正
6	目標2・取組3⑧(P14)	⑧専門家の派遣による商店街の経営力強化 <u>新規・重点</u>	⑧専門家の派遣による商店街の経営力強化 <u>新規・重点</u>	誤記による修正
7	目標3・「基本的な方向性・取り組みの視点」(P15)	安全で新鮮な区内農産物を積極的に消費者の食卓に直結させていきます。	安全で新鮮な区内農産物と消費者の食卓を積極的に結びつけていきます。	より適切な記述に修正
8	目標4・現状と課題(P21)	平成23年の全国の完全失業率(平均推計値)は <u>4.6%</u> となっています。とりわけ15~24歳は8.2%、25~34歳が <u>5.8%</u> となっているなど、若年者の雇用環境は大変厳しい状況です。	平成23年の全国の完全失業率(平均 <u>_____</u>)は <u>4.5%</u> となっています。とりわけ15~24歳は8.2%、25~34歳が <u>5.7%</u> となっているなど、若年者の雇用環境は大変厳しい状況です。	最新の情報に修正
9	目標5・取組1①(P28)	「 <u>高円寺の阿波踊り</u> 」	「 <u>高円寺の古着</u> 」	より適切な記述に修正
10	目標5・取組1④(P28)	高円寺阿波踊り <u>や</u> 阿佐谷七夕祭り	高円寺阿波 <u>おどり</u> や阿佐谷七夕 <u>まつり</u>	誤記による修正
11	目標5・取組2⑧(P29)	中心的な役割を担えるよう検討を行っていきます。 _____	中心的な役割を担えるよう検討を行っていきます。 <u>今後策定する「(仮称)施設再編整備計画」の方針を踏まえた活用方策についても検討していきます。</u>	より適切な記述に修正

杉並区産業振興計画

地域にぎわいと活力を生み出す
住環境と調和した杉並らしい産業の振興

平成25年4月
杉並区

— 目 次 —

はじめに	1
目標ごとの計画内容		
目標1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち	4
目標2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち	10
目標3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち	15
目標4 安心して地元で元気に働き続けられるまち	21
目標5 魅力的にぎわいがあり、また行ってみたくなるまち	26
参考資料	30

はじめに

○改定の経緯と趣旨

区では、平成 24 年 3 月に「杉並区基本構想（10 年ビジョン）」を策定しました。これを受け、その実現の具体的な道筋となる「杉並区総合計画（10 年プラン）」と「杉並区実行計画（3 年プログラム）」を策定し、その中に、将来を見据えた産業振興の基盤を整備するため、産業振興計画の改定・推進を盛り込みました。

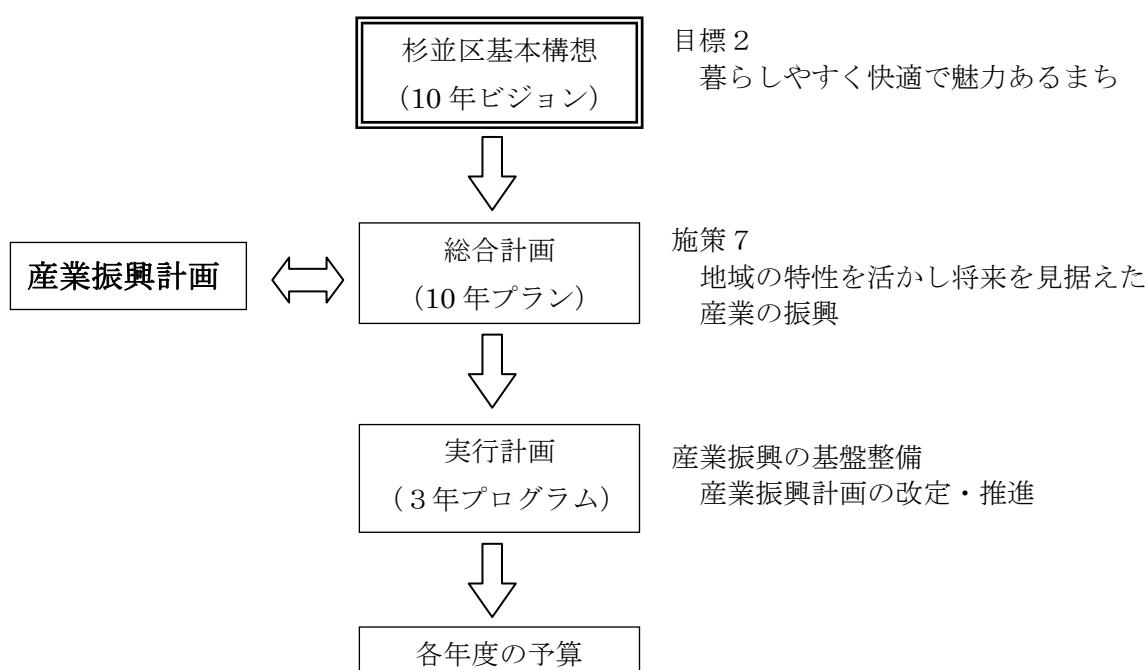
そこで、産業の振興に関して必要な事項を調査審議するため、杉並区産業振興審議会を平成 24 年 5 月に設置し、産業振興計画の改定に向け、今後の産業振興施策を進めるにあたっての目標・基本的な方向性・取組の視点について諮詢しました。

同年 12 月に審議会から、「既存の商・工・農といった産業の枠組みにとらわれない横のつながりを意識した施策」「意欲あふれる事業者等が積極的に挑戦できる環境の整備」「農地保全と地産地消の推進」「就労や雇用・労働環境の向上」「まちづくりの視点からの取組の推進」に着目して取りまとめられた、基本指針—「地域にぎわいと活力を生み出す 住環境と調和した杉並らしい産業の振興」とそれに基づく 5 つの目標を内容とする答申が提出されました。

この答申を踏まえ、産業振興分野における、区と産業関係者の共通指針となる杉並区産業振興計画を改定するものです。

○計画の性格・位置づけ

この計画は、杉並区基本構想で示された将来像の実現に向けた目標を踏まえ、総合計画、実行計画の実効性を高めるため、産業振興分野における目標、基本的な方向性、取組・事業の体系等を明らかにし、区と産業関係者の共通指針とするものです。



○計画の体系

本計画では、「地域にぎわいと活力を生み出す 住環境と調和した杉並らしい産業の振興」という基本指針のもと、基本目標と実施すべき具体的な取組について、以下のとおり定めます。

基本指針	目標	取組
地域にぎわいと活力を生み出す 住環境と調和した杉並らしい産業の振興	目標 1 多様な産業と住宅都市が 共に発展するまち	人・モノ・情報の循環が促進される仕組みづくり 創業・新たな事業展開への支援 経営基盤の強化 交流促進の場の整備
	目標 2 区民生活を豊かにする産 業に支えられ、安全で住 みやすいまち	安全・安心な生活支援拠点としての商店街づくり まちづくりと連動した魅力ある商店街づくり 商店街への経営支援 商店街の組織機能強化
	目標 3 食卓に彩りと心に潤いを 与える産業で、やすらぎ があるまち	都市農地保全への取組 地産地消の多面的な推進 都市農業の担い手育成と支援 都市農業への理解を深める取組
	目標 4 安心して地元で元気に働 き続けられるまち	誰もが自分にあった働き方を選択できる仕組みづくり 意欲ある人材と区内企業を結びつける取組の推進 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた労働環境の整備
	目標 5 魅力的でにぎわいがあ り、また行ってみたいくな るまち	杉並しさを活かした集客事業の推進 アニメを活用した事業の推進とアニメ産業の支援 まちづくりと連動した魅力ある商店街づくり【再掲】

○計画期間

平成 25 年度から 33 年度までの 9 年間を計画期間とし、総合計画の改定とあわせ、社会経済状況の変化等に的確に対応するよう計画の改定を行っていきます。

○計画の推進

計画を確実に推進していくために、目標達成に向けた事業の実施状況を定期的に点検・評価し、その内容や成果を踏まえ、適切な見直しを継続的に行っていきます。

また、計画の進捗状況や成果については、杉並区産業振興審議会や産業団体に報告し、評価や意見を求めていきます。

【凡例】

新 (新規事業) … 新たな考えに基づく事業

重 (重点事業) … 重点的に進めていく事業

目標1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち

【目標が示す将来像】

住宅都市に調和した多様な産業が発展を続けることにより、まちに活気がもたらされています。

【現状と課題】

○杉並区の総人口は、平成12年の約51万人が、平成23年には約54万人になりました。この間、65歳以上の高齢者は増加し、一方、生産年齢人口や14歳以下の年少人口はいずれも微増ですが、総人口に占める割合はそれぞれ減少しています。今後もさらに少子化や生産年齢人口の減少が見込まれ、区民の年齢構成が変化していきます。

○杉並区は土地の大部分を住宅地が占めています。夜間人口の比率とともに昼間人口比率も増加していますが、区内に住み、区内で働く人の率は28%にとどまっています。そのような中、職住近接を求めている事業所は多くあります。

○杉並区の事業所数及び従業者数は、これまでの10年間に約1割減少しています。一方、生活環境の向上に寄与する商業や生活支援産業など、区民生活の質的向上に寄与する業種は増加しています。また、産業分類別の事業所数を他の区部と比較すると、不動産、生活関連サービス、医療・福祉、教育など地域に密着した業種の比率が高く、住宅都市としての性格が表れています。

○区民生活や区内産業を取り巻く環境は、社会状況や経済状況の変動により、大きく変化していきます。区内事業者の多くは、急激な環境変化に十分に対応しきれず、厳しい経営状況にあります。平成22年からの3年間で6割の事業所で売上高が減少しており、特に「卸売業・小売業」、「生活関連サービス業・娯楽業」で厳しい結果となっています。一方、「教育・学習支援業」「医療・福祉」「情報通信業」は比較的堅調でした。

【基本的な方向性・取組の視点】

○区内の魅力的な産業や地域資源を国内外に向けて発信し、ブランド力を向上させるシティプロモーション（文化や施設・イベントなど杉並を売り出すことを意識した取組）を推進していきます。これは、地域の新たな産業の創出や消費を拡大させる原動力となります。また、区民が「我がまち」に誇りと愛着を持ち、来街者を増加させ、新たな転入者や地域貢献活動への参加者を増加させるという成果が望め、その結果、区民生活と産業振興にプラスの影響を及ぼすことが期待できます。

○杉並区は、生活関連サービス業・教育・福祉など、既存の商業・工業・農業といった分類に当たるににくい多様な産業で構成されており、相互につながりがあります。この産業のつながりを意識し、区内での消費活動や交流、区内企業での就労や技術の承継、区と事業者・異業種間での情報交換や情報共有など、地域内で人・モノ・情報の循環が促進される仕組みづくりを進めています。

○先行きが不透明で低迷する経済への対応や新たな産業・事業者育成に向けた取組を促進するため、人材育成をはじめとし、融資あっせん制度の充実や起業・創業支援の推進など、安定・継続した経営を可能とするための経営基盤の強化を図っていきます。また、時機に応じた経済対策を進めていきます。

目標別指標

指 標 名	現 状	目 標		指標の説明
		26年	33年	
区内事業所数	21,762 所 (平成 21 年)	22,000 所	23,500 所	経済センサス(総務省) による
区内従業者数	180,285 人 (平成 21 年)	180,000 人	180,000 人	

目標1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち

取組1 人・モノ・情報の循環が促進される仕組みづくり

- | | |
|--------------------------|---|
| ① (仮称)産業振興基本条例の制定 | 新 |
| ② 産業振興センターにおける連携体制の構築 | 重 |
| ③ 産業団体等と区の連携による区内産業の魅力発信 | 重 |
| ④ 産業団体等と区の連携による交流の場の拡大 | 重 |
| ⑤ (仮称)すぎなみまつりでの区内事業者との連携 | 新 |
| ⑥ 「BUYすぎなみ」の推進 | |

取組2 創業・新たな事業展開への支援

- | | |
|-------------|---|
| ⑦ 創業支援 | 重 |
| ⑧ 創業支援施設の充実 | |
| ⑨ 産業融資制度の充実 | |
| ⑩ 相談機能の充実 | 重 |

取組3 経営基盤の強化

- | | |
|--------------------------|---|
| ⑪ 区内産業の状況分析と活用 | |
| ⑫ 産業融資制度の充実【再掲】 | |
| ⑬ 相談機能の充実【再掲】 | 重 |
| ⑭ 人材育成の充実 | |
| ⑮ 福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営 | |

取組4 交流促進の場の整備

- | | |
|----------------------------|---|
| ⑯ 交流自治体との産業交流の推進 | |
| ⑰ 産業団体等と区の連携による交流の場の拡大【再掲】 | 重 |

取組1 人・モノ・情報の循環が促進される仕組みづくり

区内の魅力的な事業者や製品等を知り、区内で活用・消費することは、区内産業の活性化と発展につながります。さらに、区内産業の発展により、製品やサービスの質が向上し魅力が高まることで、消費者である区民のより良い生活につながることが期待できます。区内産業の魅力を発掘・発信し、質の高い製品等の販売・消費へつなげていくことで、地域内で人・モノ・情報が循環する仕組みを整備していきます。

① (仮称)産業振興基本条例の制定 **新規**

区の産業は、商業や工業のほかに農業や観光・アニメなど幅広い産業で構成されています。商店街や中小企業といった分類にとらわれずに、幅広い産業を念頭におき、産業振興の基本理念や、事業者、区民、区の責務などを定めた「(仮称) 産業振興基本条例」を制定します。

② 産業振興センターにおける連携体制の構築 **重点**

区と産業団体が同じ施設の中で業務を行う「杉並区産業振興センター」において、緊密に連携しながら区内産業の振興を促進していきます。また、日常的な意見交換や協働による事業実施に加え、産業振興センター関係機関連絡会の場を活用して恒常に課題を共有し解決していきます。

③ 産業団体等と区の連携による区内産業の魅力発信 **重点**

区内事業者による優れた技術や他にはない製品、特徴のある事業者を紹介するPR活動の充実や製品を手にする機会の創出など、区内産業の魅力を区内外に発信していきます。また、技術開発や経営基盤の強化などに優れた実績を上げ、地域産業の発展に貢献している区内事業者を表彰する制度の創設なども検討していきます。

④ 産業団体等と区の連携による交流の場の拡大 **重点**

業種の異なる様々な事業者が互いの経営資源を結びつけ、新たなビジネスチャンスにつなげができるよう、異業種交流会を産業団体と区が連携して開催していきます。また、国や都、関連団体などが開催する交流会、展示会、ビジネスマッチングフェアなどに、より多くの区内事業者が参加・出展できるよう、産業団体と区が連携して支援していきます。

⑤ (仮称)すぎなみまつりでの区内事業者との連携 **新規**

人が集まることによって元気が生まれ、情報の発信にもつながります。区内には、他と比較して引けを取らない技術・商品を有している個性的な事業者が多く存在しています。これらを区内だけでなく、区外の事業者や住民に売り出すことができる場を提供し、区内産業の良さを多くの人に知ってもらい、ビジネスマッチングやジョブマッチングなどにつなげていくことが必要です。そのため、産業や交流などをコンセプトに、区内事業者等とともに、「(仮称) すぎなみまつり」に取り組んでいきます。

* ビジネスマッチング：企業の事業展開を支援する等の目的で、事業パートナーとの出会いをサポートするサービスのこと

* ジョブマッチング：仕事と人材、企業と個人をつなぐ橋渡しをすること

⑥「BUYすぎなみ」の推進

区内での消費拡大による経済循環を進めるため、区内で生産された製品や農産物の購入、区内商店街の利用促進などを目指して「BUYすぎなみ」を産業団体との連携により推進していくとともに、区においては公共調達の一翼を担う区内事業者の活用促進に努めています。また、全国的に事業展開する区内企業等においては、国内外への発信力をさらに高めることで、「BUYすぎなみ」を広く推進していきます。

取組2 創業・新たな事業展開への支援

小さな事務所や自宅を仕事場とし、情報通信技術を活用する事業など住宅都市と調和した産業の起業・創業や新たな事業展開を進める事業者を支援していきます。

⑦創業支援 **重点**

創業までの手続きや資金計画の立て方を学ぶ創業支援セミナー、起業・創業した人たちの経験から学ぶワークショップなど、創業後の順調な発展につながる支援を充実させていきます。

⑧創業支援施設の充実

良好な執務環境の確保と地域経済の実状に詳しい支援者の配置などにより創業支援施設を充実させ、住宅都市と調和した都市型ビジネスの創業を支援していきます。

⑨産業融資制度の充実

事業の一層の活性化や厳しい経済情勢に対応する区内事業者のニーズを捉え、産業融資制度の充実・見直しを行っていきます。

⑩相談機能の充実 **重点**

区内の経済事情に詳しい相談員によるきめ細かな相談や経営アドバイス、産業団体や都と連携した相談体制の拡充など、相談機能を充実していきます。また、図書館を活用した創業・経営相談を実施していきます。

取組3 経営基盤の強化

区内事業者の多くが直面する厳しい経営状況に対応するため、融資制度や相談機能の充実、次代を担う人材の育成や技術力の継承・向上の推進など、経営基盤の強化を支援していきます。

⑪区内産業の状況分析と活用

区や民間事業者・団体等が実施する景況調査や実態調査などにより浮かび上がってくる区内産業の現状や課題を分析するとともに、それらを関係事業者と共有しながら産業支援策を進めています。

⑫産業融資制度の充実【再掲(P8)】

⑬相談機能の充実【再掲(P8)】 重点

⑭人材育成の充実

区内事業者が実施する経営者・人事担当者セミナーや新規採用者の研修などの後継者育成事業を支援することで、区内産業が持続的に発展する基盤を整備していきます。

⑮福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営

中小企業勤労者福祉事業「ジョイフル杉並」が、区内企業等の労働環境の向上と雇用の確保につながるよう、勤労者一人ひとりの仕事と生活の状況に合う多様なサービスを提供していきます。また、今後の事業の運営状況を踏まえ、事業内容について必要な見直しを図っていきます。

取組4 交流促進の場の整備

自治体や業種の枠を超えて活発に交流できる場を拡げていくことは、産業の活性化にもつながります。産業団体と区が手をとりあいながら、異業種交流会の共同開催や交流自治体との交流事業の実施などにより交流促進の場を整備していきます。

⑯交流自治体との産業交流の推進

商店街での交流自治体の特産品販売の促進や様々なイベントを契機とした新たなビジネスマッチングの創出などにより、区と交流自治体の産業発展に対する相乗効果を生み出しています。また、都市農業の担い手を育成するなど、交流自治体との連携による人的交流などを進めています。

⑰産業団体等と区の連携による交流の場の拡大【再掲(P7)】 重点

目標2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち

【目標が示す将来像】

商店街が地域の核となり、まちにぎわいと活力が生まれ、人々の交流やつながりが深まり、良好な住環境と調和した居心地の良いまちになっています。

【現状と課題】

○商店街は、区民や区内で働く人にとって日常生活に必要な商品・サービスを提供しています。これに加え、まちにぎわいを創出するとともに、生活にうるおいと豊かさを提供する安全・安心な地域の拠点としての役割が求められています。

平成24年杉並区区民意向調査では、商店街が必要だと思う理由として「なくなると買物が不自由になる」(44.2%)、「まちにぎわいに必要」(41.2%)、「地域交流の場として必要」(6.3%)、「なくなると通行が減少して防犯上心配である」(3.6%)、「地域活動のリード役として必要」(3.4%)との結果が出ています。

また、高齢化が進展する中、買物等に不便を感じている方々などが、引き続き豊かで快適に生活を送るための拠点として、商店街の機能が再認識されています。

○店舗の減少や商店街未加入事業者の増加は、商店街の経営力や活動力の低下を招く大きな要因となります。大型店等では、企業等の社会貢献意識の高まりなどにより、地域社会の一員としての社会貢献活動が進められています。大型店を含む、未加入事業者の商店街への加入を促進し、商店街の一員として事業に協力するなど、地域商店街と大型店等が共生する商店街づくりを行っていく環境を整えていくことが必要です。

○チェーン店の増加などに伴い、個々の商店街の個性や特徴が見えにくくなっています。地域の特性を踏まえ、その資源を活用していくなど、その強みを顕在化させ、魅力ある商店街づくりを進めていくことが必要です。

【基本的な方向性・取組の視点】

○駐輪場や休憩スペースの設置、街路の段差解消などの施設環境の改善に加え、防犯カメラの設置や装飾灯LED化等への整備助成により、安全で快適な商店街環境の整備を促進していきます。また、商店街での心のバリアフリーを一層進め、互いに支えあい、誰でも使いやすく、おもてなしの心が伝わるやさしい商店街づくりを進めています。

○区内全域を対象とした画一的な商店街支援から、地域特性を重視したものに商店街振興施策の重心を移していきます。また、まちの将来を展望した商店街の取組を積極的に支援することにより、区民の日常生活の利便性を向上させるとともに、魅力ある商店街づくりを進めています。

- 商店街の活性化に向け、意欲がありながらも人材の不足などの要因から活動力が低下している商店街に対し、外部人材の活用をはじめとする様々な経営支援制度で多面的に支援していきます。また、商店街の活性化を図ることにより、大型店との関係においても競争できるような環境づくりに努めています。
- 商店街の組織機能を強化するため、商店街と区が一体となって加入促進を進めるとともに、スケールメリットを生かすための事業の連携や組織の再編などの取組を支援していきます。

目標別指標

指 標 名	現 状	目 標		指標の説明
		26年	33年	
地域特性を踏まえた商店街事業の創出	1 事業 (24年度)	3 事業	10 事業	
区内小売業の年間商品販売額	3,977 億円 (19年度)	4,000 億円	4,080 億円	商業統計（経済産業省）による

目標2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち

取組1 安全・安心な生活支援拠点としての商店街づくり

- ①商店街の防犯カメラ設置・装飾灯LED化等の促進
- ②快適に買い物ができる商店街環境整備の推進
- ③商店街「心のバリアフリー」の推進

重

取組2 まちづくりと連動した魅力ある商店街づくり

- ④地域特性を踏まえた商店街支援の促進
- ⑤文化・芸術を取り入れた商店街の魅力づくりの推進
- ⑥商店街からの提案事業への柔軟な支援

重

新

重

取組3 商店街への経営支援

- ⑦外部人材を活用した商店街サポート事業の実施
- ⑧専門家の派遣による商店街の経営力強化
- ⑨若手商業者への支援

新

重

重

取組4 商店街の組織機能強化

- ⑩商店街加入の促進による組織機能の強化
- ⑪スケールメリットを活かす事業、組織化への支援

重

取組1 安全・安心な生活支援拠点としての商店街づくり

商店街は、商品の販売やサービスの提供に加え、まちのにぎわいを創出し、人と人とのふれあう地域の貴重な財産です。区民それぞれのライフスタイルに応じて、多様な支援のメニューが用意され、生活にうるおいと豊かさを与え、安全・安心に利用できる生活支援拠点としての商店街づくりを推進していきます。

①商店街の防犯カメラ設置・装飾灯LED化等の促進 **重点**

防犯カメラの設置や装飾灯LED化等の整備助成により、地域の防犯対策の向上、交通の安全及び生活環境の整備を図り、安全・安心で地球環境にやさしい商店街環境を整備していきます。

②快適に買い物ができる商店街環境整備の推進

駐輪場や休憩スペースの設置などの共同施設整備や街路の段差解消など、商店街の環境整備を一層進め、便利で快適な買物空間づくりを進めていきます。

③商店街「心のバリアフリー」の推進

商店街の利用を通じて、人と人とのつながりを感じ、居心地の良い場所となるよう、きめ細かなサービスを提供する商店街づくりを進めていきます。また、高齢者や障害者など誰もが利用しやすく、状況に応じた適切な声かけや必要な手助けを行うなど、商店街のおもてなしの心が伝わる取組を推進していきます。

取組2 まちづくりと連動した魅力ある商店街づくり

これからの中づくりには、地域の多様な特性を活かしながら、商業の活性化やにぎわいの創出、施設の整備などの取組が求められています。地域住民や商店街関係者等とこれからのまちの将来像を共有し、ハードの施策とソフトの施策との有機的な連携を図ることで、「良いまちをつくりたい」という住民の想いに応える魅力的なまちづくりを進めていきます。

④地域特性を踏まえた商店街支援の促進 **重点**

商店街の立地環境やその地域が持つ歴史、自然環境、文化などの地域特性を活かし、将来のまちづくりにつながる商店街の取組を積極的に支援していきます。

⑤文化・芸術を取り入れた商店街の魅力づくりの推進

文化・芸術団体や様々な分野のアーティストが活動を行うことで、集客力や回遊性を高め、個性的で魅力のある商店街づくりを推進していきます。

⑥商店街からの提案事業への柔軟な支援 **新規・重点**

まちづくりの視点を携えながらの地域ブランドづくりや商品開発など、地域経済の活性化や地域コミュニティの醸成等の相乗効果が期待できる、商店街が提案する様々な取組を柔軟に支援していきます。

取組3 商店街への経営支援

区民に求められる商店街の役割を担えるよう、後継者不足による廃業や高齢化により活動力の低下している商店街への支援を強化し、活性化を図っていきます。また、これからの中堅・若手商業者による事業を一層支援していきます。

⑦外部人材を活用した商店街サポート事業の実施 新規・重点

民間企業、NPO等の外部人材が積極的に商店街事業に関わり、意欲がありながらアイデアや実行力に不安がある商店街を強力にサポートすることにより、商店街の活性化を図っていきます。

⑧専門家の派遣による商店街の経営力強化 重点

商店街が抱える課題やニーズに対応できる幅広い分野の専門家を「商店街アドバイザー」として派遣し、組織活動の強化支援や経営改善などを図るためのアドバイスを行い、商店街の経営力を強化していきます。

⑨若手商業者への支援

若手商業者の団体が提案する意欲的で工夫とアイデアが盛り込まれた事業を支援し、これからの中堅・若手商業者による事業を一層支援していきます。

取組4 商店街の組織機能強化

商店街と区が一体となって商店街への加入を促進するとともに、スケールメリットを活かす地域の商店街による連携事業、組織の再編などの取組を積極的に支援し、組織機能を強化していきます。

⑩商店街加入の促進による組織機能の強化 重点

商店街加入店増加による商店街の経営力や活動力の向上は、まちのにぎわいや活力の創出などにつながります。商店街に加入する必要性や意義を明らかにすることで、商店街と区が一体となって加入促進に取り組んでいきます。また、商店街を構成する個店・チェーン店・大型店が協力し、同じ目標に向かって大きな力を発揮することができるよう、商店街の組織機能強化を図っていきます。

⑪スケールメリットを活かす事業、組織化への支援

地域の複数の商店街が共同でスケールメリットを活かす事業を行う場合や、その取組などを通じて、より組織機能の強化を図るための商店街組織の再編などが行われる場合にアドバイスなどの支援をしていきます。

目標3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち

【目標が示す将来像】

区民にやすらぎを与える都市農地が保全され、安全・安心な区内産農産物が食卓に並ぶことにより区民の心とからだを支えています。

【現状と課題】

- 「節成キュウリ」、「豊多摩早生（栗）」など、かつては、これらの特産品をはじめ、多くの農産物が区内で生産されていました。都市化の進展などにより、農産物の生産量は大きく減少しましたが、現在でも、安心・安全で高品質な農産物が区内で生産されています。
- 農地の減少とともに、高齢化や後継者不足により農業の担い手も減少しています。平成12年から平成22年の11年間で耕地・農家数とも約25%減少しています。
- 都市農地は、安全で新鮮な質の高い農産物の生産地です。加えて、ヒートアイランド現象の緩和や、災害時のオープンスペースの確保など、多様な機能を有しています。区民の約7割は都市農地を「貴重な緑地として保全」されることを希望しており、「新鮮な農産物の生産の場」「農作業を学び楽しめる場」として認識する区民も多くいます。

【基本的な方向性・取組の視点】

- 農地の減少を食い止め、都市農地の持つ多様な機能に対する区民の期待に応えられるよう、農地保全に向けて、農業従事者と区民と共に法令等の改正を関係機関に強く働きかけていきます。
- 農地保全に向けた法令等の改正を要望するとともに、高齢等のため営農を継続することが困難な農業者に対し、JA（農業協同組合）や他の農業者等と連携しながら耕作を支援する仕組みを作っていきます。
- 地産地消の推進に向けて、区内農産物の生産と消費の拡大を進めるとともに、区民の農業への参加や、学校給食・区内飲食店への食材提供、生産者の顔が見える販売方法や地産地消マーケットの展開など、安全で新鮮な区内農産物と消費者の食卓を積極的に結びつけていきます。

目標別指標

指 標 名	現 状	目 標		指標の説明
		26年	33年	
区内の農地面積	48.83ha (24 年度)	47.2ha	41.6ha	
区内農業産出額	34 千万円 (22 年度)	34 千万円	37 千万円	農作物生産状況調査（東京都産業労働局）より
貴重な緑地として農地を保全して 欲しいと思う区民の割合	69% (23 年度)	75%	80%	杉並区産業実態調査

目標3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち

取組1 都市農地保全への取組

①農地保全に向けた国・都・農業委員会等との連携

重

②(仮称)農地活用懇談会の設置・運営

新

③生産緑地地区の適正な管理と追加指定の実施

取組2 地産地消の多面的な推進

④地産地消マーケットの推進

重

⑤区内産農産物の魅力向上、ブランド化

⑥各種情報媒体を活用した積極的な農業情報の発信

取組3 都市農業の担い手育成と支援

⑦農業の維持・継続の支援

⑧ボランティア等の活用支援

⑨交流自治体との産業交流の推進【再掲】

取組4 都市農業への理解を深める取組

⑩区民農園・農業体験事業の充実

⑪各種イベント、観光事業等との連携

⑫他自治体等との協働事業の実施

⑬各種情報媒体を活用した積極的な農業情報の発信【再掲】

取組1 都市農地保全への取組

まちの貴重な財産である農地を保全するため、生産緑地の追加指定を行うことに加え、関係法令や税制など都市農地を取り巻く様々な課題に対し、関係機関と連携しながら、その解決に向けた取組を進めていきます。

①農地保全に向けた国・都・農業委員会等との連携

重点

都市農地の保全について、農地法、生産緑地法などの農地関係法令や相続税等の税制度などの改正・改善に向け、国、東京都をはじめ、JA、東京都農業会議、他区等と連携・協議を進めています。

②(仮称)農地活用懇談会の設置・運営

新規

農家の高齢化や後継者不足により、今後、耕作されない農地の増加や遊休農地の発生が見込まれます。一方、区民農園事業が高い人気を示しているとおり、農業に興味・関心を持つ区民は多数存在しています。このような状況を踏まえ、耕作希望者へ農地を貸与できる仕組みや、教育活動、福祉施策での利用など、農地を積極的に活用する方策について、農業関係者とともに研究・検討し、推進していきます。

③生産緑地地区の適正な管理と追加指定の実施

適正な耕作が行われるよう農地パトロール等による管理を行っていきます。また、生産緑地の追加指定につながる働きかけ等を行っていくとともに、制度上の制約から実現していない生産緑地の貸与に関して検討を進めています。

* 生産緑地：生産緑地法に基づき、都市計画として農地を長期間保全する地区

取組2 地産地消の多面的な推進

貴重な農地を保全し、後世に引き継いでいくためにも、生産・流通・普及・利用の各要素の充実を図り、区内産農産物を区内で消費する地産地消を推進していきます。

④地産地消マーケットの推進

重点

各農家が個別に行ってている直売所やJAが主催する即売会について、種類や量、開催頻度などを充実するよう、取組を進めています。また、区内産農産物が、商店街等の区民に身近な場所で気軽に購入でき、区内飲食店や学校・区施設などで広く利用されるよう、各農業者の生産力や生産時期等の計画、農産物の納入方法などの課題を踏まえ、区と農業者が協議を行いながら、地産地消の推進につながる流通システムの構築を検討していきます。

⑤区内産農産物の魅力向上、ブランド化

農業者やJA、農業に関連する教育機関等と連携しながら、新品種の生産や有機農法での栽培促進など「すぎなみ産農産物」の魅力向上やブランド化を検討し、区民の消費拡大や農業産出額の向上を進めています。

⑥各種情報媒体を活用した積極的な農業情報の発信

区内産農産物の販売情報や生産者情報などを、農産物直販マップやホームページ、JA店舗、広報等の情報媒体を利用して積極的に発信していきます。

取組3 都市農業の担い手育成と支援

区内の農業の担い手は減少傾向にありますが、一方で、様々な形で農業に親しみたいと思っている区民は多数存在しています。そこで、農業者に対し区民ボランティアを派遣するなど、農業が継続できる体制づくりを進め、農業者及び後継者への支援を行っていきます。また、交流自治体等の協力を得ながら農業支援を行っていきます。

⑦農業の維持・継続の支援

区内農業を維持・継続できるよう、農業の担い手が農業を継続しやすい環境を整えていきます。農業の担い手に対する耕作指導や新たな品種栽培指導の充実、資機材等に対する支援などをJA等と連携しながら検討し、実施していきます。

⑧ボランティア等の活用支援

高齢等の理由から耕作が困難又は不十分となった農業者に対し、農業が継続できるよう、耕作意欲のあるボランティア等の活用を支援していきます。

⑨交流自治体との産業交流の推進【再掲(P9)】

取組4 都市農業への理解を深める取組

区民農園や農業体験事業など、区民が気軽に農業とふれあえる機会を創出・拡充し、都市農業への理解と支援の輪を広げていきます。また、農産物直販マップやホームページ等を活用し、生産者情報や販売情報などを発信するとともに、区の各種事業やイベントとの連携、世田谷区及びJAとの協働事業の実施などを通じて、積極的に啓発に努めています。

⑩区民農園・農業体験事業の充実

区民農園でのアドバイザーによる農業講習会、作付段階から収穫までの農業体験、収穫物の品評会への出展等、区民の農業への親しみや収穫の喜びが感じられる取組を行っていきます。

⑪各種イベント、観光事業等との連携

農地は、区の豊かなみどりを支える礎です。教育や福祉等の各行政分野の事業や各地域で行われるイベント、観光事業等とも積極的に連携を進め、区民への啓発に努めています。

⑫他自治体等との協働事業の実施

「都市農地を守ろう！」を合言葉に、JA及び世田谷区と協働によりイベントや収穫体験等の事業を実施し、区民の都市農地に対する愛着と理解を深める啓発活動に努めています。また、交流自治体との連携による農業体験ツアーの実施など、区民が農業に触れ合う機会の提供を検討していきます。

* 「都市農地を守ろう！」共同宣言：平成23年11月18日、東京中央農業協同組合と杉並区、世田谷区が連携し、都市農業の振興及び農地保全への理解を深めるとともに、国等に対して大きな転換を求める気運を高めることを目的として行われた共同宣言

⑬各種情報媒体を活用した積極的な農業情報の発信【再掲(P19)】

目標4 安心して地元で元気に働き続けられるまち

【目標が示す将来像】

仕事と生活を無理なく両立できる魅力的な区内の企業で、誰もが自分らしく安心して働いています。

【現状と課題】

- 無業による未収入や非正規雇用などによる収入の低下は、未婚や晩婚化を進め、少子化に更に拍車がかかる要因ともなっています。区政においても、社会保障の担い手減少による税収の低下や生活保護などの扶助費が増加するという、負の循環を生み出す可能性があります。このままの状況が続くと、少子化・高齢化による労働力人口の減少とも相まって、区内産業・経済の停滞を引き起こし、まちの活気が低下する恐れがあります。
- 厳しい経済・雇用情勢が引き続く中、平成23年の全国の完全失業率(平均)は4.5%となっています。とりわけ15~24歳は8.2%、25~34歳が5.7%となっているなど、若年者の雇用状況は大変厳しい状態です。また、ハローワーク新宿の登録求職者の30%以上が杉並区民であることから、区内における職業紹介機能や若者への就労支援の重要性は高まっています。
- 区内には、就労意欲がありながらも、生活や家族、健康などに不安を抱え、就労に結びついていない人が多数潜在しています。こうした人たちを掘り起こし、就労につなげていくための支援が求められています。
- 就労意識の変化や就労形態の多様化により女性の社会進出が進んでいます。しかし、育児や介護をしながら働く環境の整備は十分とは言えません。また、男女ともに趣味や余暇、地域活動に取り組みたいと望んでいますが、仕事と家庭の二者択一を迫られている状況です。誰もがより充実した生活を送り、成長しながら働くことができ、また、企業にとっても、持続的な発展のため社員が力を十分に發揮できる取組として、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実践が望まれています。

【基本的な方向性・取組の視点】

- 就労意欲がありながらも、生活や家族、健康などの不安を抱えているために就労に結びついていない人を掘り起こし、就労相談から就職後の定着まで、求職者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行っていきます。また、区の関係部署で情報の共有・連携を密にして、横のつながりを持った支援を進めていきます。
- 区内企業と区がパートナー関係を構築し、区内産業の魅力発信の充実を図るとともに、求人開拓や中間的就労の場を確保するなど、就労意欲のある人材と区内企業を結びつけるための取組を進めていきます。

○誰もが社会の中で自分らしい生き方を選択でき、その生活の状況や希望に応じて、仕事と仕事以外の生活を無理なく両立できる働きやすい環境を整備していくとともに、企業や事業主の理解と協力を得て、社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をさらに進めていきます。

目標別指標

指 標 名	現 状	目 標		指標の説明
		26年	33年	
就労相談から就職に至った延人数	—	100 人	650 人	
若者を中心とした就職準備相談及び心理相談の実施延人数	—	2,500 人	13,000 人	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関心がある事業所の割合	49.6% (23 年度)	55%	65%	杉並区産業実態調査

目標4 安心して地元で元気に働き続けられるまち

取組1 誰もが自分にあった働き方を選択できる仕組みづくり

①相談者に寄り添った伴走型の支援

重

②就労関係部署との連携による支援体制の強化

重

取組2 意欲ある人材と区内企業を結びつける取組の推進

③区内企業の魅力を伝えるPR活動

④新たな人材の登用につながる求人開拓

⑤社会参加・中間的就労の場の確保

重

⑥区内学校等との連携

取組3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた労働環境の整備

⑦仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発促進

⑧勤労者の健康づくり支援

⑨福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営【再掲】

取組1 誰もが自分にあった働き方を選択できる仕組みづくり

就労支援センターでは、区とハローワーク新宿が一体となって、若者等の就労を支援しています。就労意欲がありながらも雇用機会が得られない人や就労阻害要因を抱え支援が必要な人など、一人ひとりの状況にあった働き方ができるように支援していきます。

①相談者に寄り添った伴走型の支援 重点

就労支援センターの「若者就労支援コーナー（愛称：すぎJ O B）」では、就労について様々な不安や問題を抱えているなど、直ちに就職に結びつきにくい人に対し、相談者の状況に応じた支援プログラムを作成し、そのプログラムに基づいた就労支援準備相談、職業相談から就労後の定着支援まで、相談者に寄り添いながら伴走型の支援を行っていきます。

②就労関係部署との連携による支援体制の強化 重点

相談者の就労阻害要因の軽減を図るため、福祉等関連部署との連携・情報共有を密にして、効果的な就労支援を行っていきます。さらに、相談者の課題の早期把握にもつながるワンストップ型の生活相談窓口の設置とともに、ニートなどの潜在的な要支援者を就労支援センターの相談につなげるための取組について、若者の居場所づくりの観点も踏まえ検討していきます。

取組2 意欲ある人材と区内企業を結びつける取組の推進

地域経済を発展させ、地域貢献の担い手を確保するためには、地域への愛着を持った区内在住の優れた人材を区内企業に増やしていくことが必要です。区と区内企業のパートナー関係の構築による求人開拓や、区内学校との連携による就職活動の支援など、区内の人材と区内企業を結びつける取組を進めています。

③区内企業の魅力を伝えるPR活動

就労支援センターの企業PRコーナーの充実やホームページの活用、企業見学会の実施などにより、企業自身の特徴や魅力を求職者に提供していきます。

④新たな人材の登用につながる求人開拓

関係機関と連携し、就職面接会の実施や就職活動に役立つ知識や技術を習得できる各種セミナー等を実施していきます。さらに、区内企業と連携した業種別の就職面接会の開催やトライアル雇用の実施などにより、企業が求める人材の登用につなげていきます。

*トライアル雇用：労働者を企業が短期間（原則として3か月間）試行的に雇用し、双方が適性や職場環境等について相互に確認した上で常用雇用に移行する制度

⑤社会参加・中間的就労の場の確保 重点

様々な就労阻害要因を抱え、直ちに一般就労に結びつかない人に対し、一般就労につながるよう、N P O団体、福祉施設、企業と連携しながら、ボランティア活動などの社会参加の場や中間的就労の場を確保していきます。

* 中間的就労：一般就労に直ちにつながりにくい人が、準備段階として日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のこと

⑥区内学校等との連携

区内の大学、専門学校、高校と連携して就職活動の現状把握に努め、就職先が決まっていない学生や中途退学者を就労支援センターの就労準備相談につながるよう取り組んでいきます。また、区内企業の求人開拓の取組として、区内企業でのインターンシップ制度を進めていきます。

取組3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた労働環境の整備

子育てや介護をしながらの就業など、生活を大事にしつつ多様な形で働くためには、企業や事業主の理解と協力が欠かせません。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理念を普及・啓発するとともに、勤労者の福利厚生事業を充実することなどにより、自分らしい生き方にあった労働環境の整備に向けた支援を行っていきます。

⑦仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発促進

事業者や勤労者を対象とした各種セミナー・イベントなどの機会を活用し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する学習機会や情報提供の充実を図っていきます。あわせて、区男女共同参画担当と連携した講演会等に取り組んでいきます。

⑧勤労者の健康づくり支援

誰もが健康で働き続けられるよう、勤労者的心とからだの健康づくりを支援していきます。区の中小企業勤労者福祉事業「ジョイフル杉並」においても健康増進事業を重点的に実施し、近年の労働環境の中で大きな課題となっているメンタルヘルスに関する講演会や相談会などを開催していきます。

⑨福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営【再掲(P9)】

目標5 魅力的にぎわいがあり、また行ってみたくなるまち

【目標が示す将来像】

区内各地域の特性を最大限に活かし、杉並の魅力を伝えることによって、区内外から人が集い、にぎわいが生まれ、地域産業が活性化しています。

【現状と課題】

- 区内の各地域で様々な課題を抱えています。これらの課題に別々に取り組むだけでは十分な成果が得られない現状を踏まえ、大きくまちづくりの視点から総合的な解決を図り、地域の魅力を高めていく必要があります。
- 東京都への観光客数が年間4億人を超えるながら、その多くは都心部の観光スポットへの来訪で満足し、杉並区の集客にはつながっていません（平成23年東京都観光客数実態調査・外国人旅行者行動特性調査）。地域資源を集約し、都心部にはない魅力をPRすることで、区内はもとより、区外、都外、国外からの集客力を高め、にぎわいの創出につなげていく必要があります。
- 全国に約400社あるアニメーション制作会社のうち、その約9割が東京都に集中し、杉並区には約70社と練馬区と並び全国でも有数のアニメ制作会社の集積地となっています（平成23年一般社団法人日本動画協会調査）。区は、日本国内屈指のアニメーション関連会社の集積地として、アニメーションミュージアムの設立・運営やアニメーションフェスティバルなどの事業を進めてきました。今後もアニメーション産業の振興を図ることに加え、アニメの持つ発信力や集客力、まちや人に活気を生む娛樂性の高さが活かされるよう取り組んでいく必要があります。

【基本的な方向性・取組の視点】

- 各地域が抱える様々な課題を、産業振興、都市整備、地域振興、文化振興など様々な角度から多面的に捉えなおし、ハード・ソフトの有機的な連携を図ることで、良いまちを作りたいという住民の思いに応えられる魅力的なまちづくりを総合的に展開していきます。
- 杉並の文化・芸術・歴史、各種イベントやまつり、個性的な店舗・事業所など杉並の「良さ」、「らしさ」を再発見し、これらを集客資源として効果的に発信することで、持続的に集客力を高め、杉並の魅力を向上させていきます。
- アニメコンテンツの持つ魅力を商店街の活性化や、まちのにぎわい創出につなげていく取組を推進するとともに、アニメーターの人材育成など、アニメーション産業への支援を行っていきます。

目標別指標

指標名	現状	目標		指標の説明
		26年	33年	
区内各駅の1日平均乗降人員（※）	669,034人 (23年度)	669,700人	671,000人	各鉄道会社の公表による

※JR4駅は乗車人員、他の駅は乗降人員の平均

目標5 魅力的にぎわいがあり、また行ってみたくなるまち

取組1 杉並しさを活かした集客事業の推進

- ①杉並らしい集客コンテンツの集約 新 重
- ②多様なメディアを活用した効果的な発信 新 重
- ③多言語化への取組支援
- ④杉並のシンボルとなるイベントの開催支援
- ⑤集客事業を担う人材・組織の育成

取組2 アニメを活用した事業の推進とアニメ産業の支援

- ⑥アニメコンテンツを活用した事業の支援 重
- ⑦アニメ制作の人材育成支援 重
- ⑧アニメーションミュージアムの活用方策の検討

取組3 まちづくりと連動した魅力ある商店街づくり【再掲】

- ⑨地域特性を踏まえた商店街支援の促進【再掲】 重
- ⑩文化・芸術を取り入れた商店街の魅力づくりの推進【再掲】
- ⑪商店街からの提案事業への柔軟な支援【再掲】 新 重

取組1 杉並しさを活かした集客事業の推進

区内には、中央線沿線をはじめ各所に行事、芸能、食文化など、様々な分野のコンテンツが多数存在しています。このようなコンテンツを「杉並しさ」という視点から集客資源として再構築することによって、区内はもとより、区外、都外、国外からの集客を実現し、「にぎわいと商機」の創出を図っていきます。

①杉並らしい集客コンテンツの集約 新規・重点

「高円寺の古着」、「阿佐ヶ谷のジャズ」、「荻窪のラーメン」、「西荻窪の骨董」や、文学、演劇、ロック、クラシック、居酒屋、カフェ、雑貨など、多種多様なコンテンツを集約し、「様々な魅力が集まったエリア」として杉並が認識されるようにPRを図っていきます。

②多様なメディアを活用した効果的な発信 新規・重点

区広報・ホームページにとどまらず、ガイドブックの配布、新聞社とのタイアップイベントの実施、即時かつ広範囲に情報伝達が期待できるSNSの導入、娛樂性が高く誘引力の大きいARの活用など、内容や用途に応じた効果的な発信を行っていきます。

*SNS (social networking service)：社会的なつながりの場をインターネット上で提供するサービス。代表的なものにFacebookやmixi、Twitterなどが挙げられる

*AR (Augmented Reality)：拡張現実。知覚する現実をコンピュータにより拡張する技術。例えば、特定の写真や絵にスマートフォンをかざすと画面上で動画が起動するような仕組み

③多言語化への取組支援

国外からの集客を視野に入れて、ガイドブックや飲食店のメニュー、簡易な接客問答等の多言語化への取組を支援し、来訪時の心のこもった手厚いおもてなしの充実を図っていきます。

④杉並のシンボルとなるイベントの開催支援

高円寺阿波おどりや阿佐谷七夕まつりのような大規模なイベントは、開催される地域にとどまらず、杉並のブランドイメージを向上させ、内外に対する大きなPR資源となっています。今後さらに杉並のイメージアップにもつながる大規模なイベントの開催を支援し、集客事業の起爆剤として効果的に活用していきます。

⑤集客事業を担う人材・組織の育成

地域イベントを企画・運営している人材や杉並の魅力を発信している「すぎなみ学俱楽部」に携わる区民ライターなど、区内には集客事業を担うことができる人材は豊富に存在しています。これらの人材をはじめ、意欲のある団体・民間事業者・個人を育成し、将来的には民間主導による自立性の高い集客事業の組織設立を促していきます。

取組2 アニメを活用した事業の推進とアニメ産業の支援

国内屈指のアニメ制作会社が多数本社を構えるなど、区は日本アニメ産業の中心地となっています。こうした特徴を活かし、区内制作会社の協力を得ながら、アニメコンテンツを活用した商店街の活性化やまちのにぎわいの創出を図っていきます。また、制作者等の人材育成や、普及活動等により、区内アニメ産業の支援を行っていきます。

⑥アニメコンテンツを活用した事業の支援 重点

アニメイベントの開催やキャラクターグッズの開発等、アニメコンテンツを活用した事業を支援することで、商店街の活性化やまちのにぎわいの創出を図っていきます。また、区公式アニメキャラクター「なみすけ」のさらなる知名度の向上を図り、民間事業者による「なみすけ」の商用利用を促進していきます。

⑦アニメ制作者の人材育成支援 重点

区内アニメ制作会社と連携しながら、海外進出や高品質化など新たな課題に挑戦する次世代のアニメーターの育成・支援を図っていきます。

⑧アニメーションミュージアムの活用方策の検討

アニメーションミュージアムが区のアニメ振興のシンボルとして広く認知され、まちのにぎわいを創出し、より一層集客力のある施設となるために事業の充実と魅力を発信するとともに、アニメコンテンツの活用などにおいても中心的な役割を担えるよう検討を行っていきます。

今後策定する「(仮称) 施設再編整備計画」の方針を踏まえた活用方策についても検討していきます。

取組3 まちづくりと連動した魅力ある商店街づくり【再掲】

⑨地域特性を踏まえた商店街支援の促進【再掲(P13)】 重点

⑩文化・芸術を取り入れた商店街の魅力づくりの推進【再掲(P13)】

⑪商店街からの提案事業への柔軟な支援【再掲(P13)】 新規・重点

参 考 資 料

- 1 区内産業に関する各種データ
(杉並区産業実態調査報告書(平成24年3月)から引用)
- 2 杉並区産業振興審議会委員名簿
- 3 審議会の検討経過
- 4 杉並区産業振興審議会条例

【区内産業に関する各種データの記号】

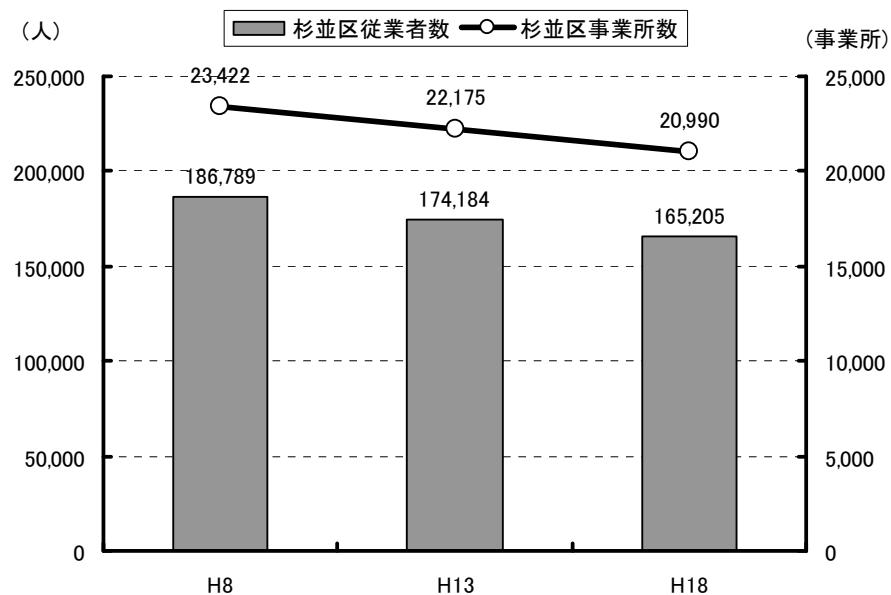
SA : シングルアンサー（選択肢から1つ選択）

MA : マルチアンサー（選択肢から複数選択）

n : その設問の有効回答数

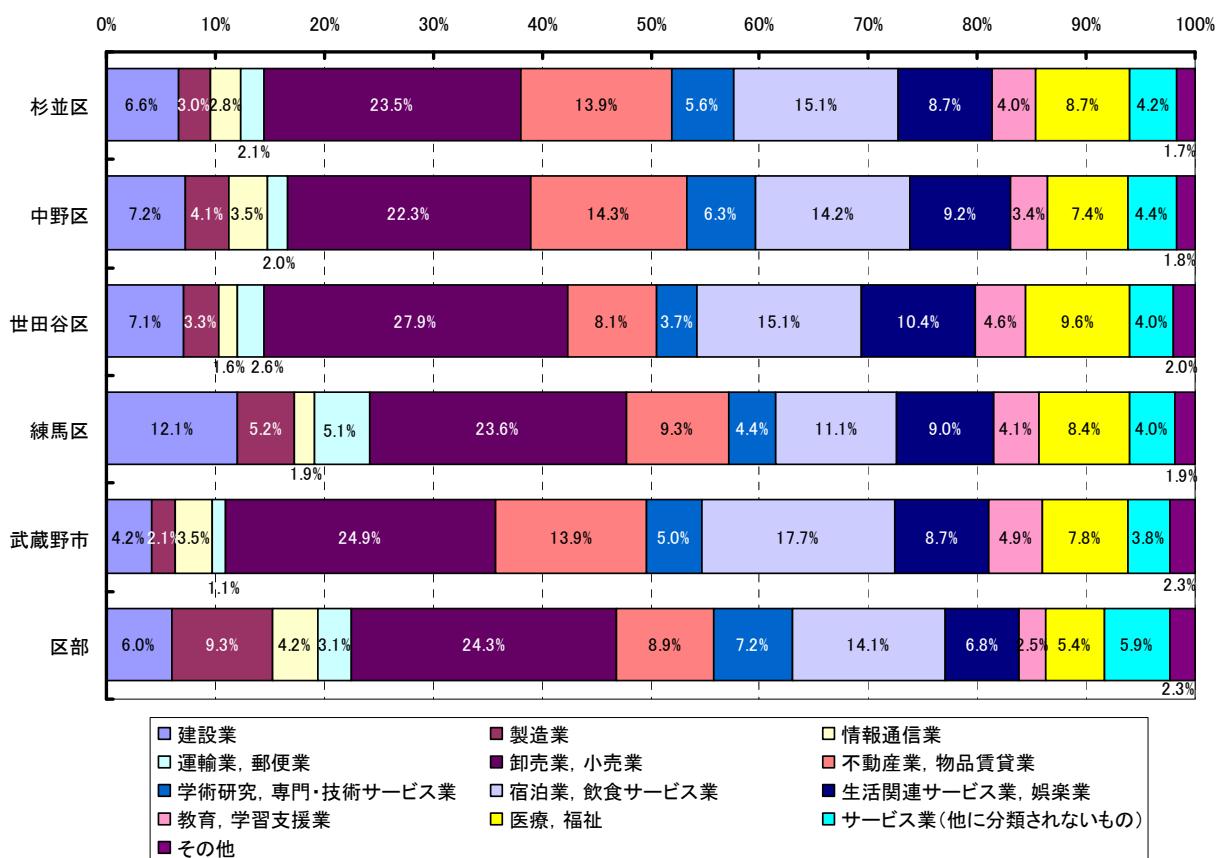
1 区内産業に関する各種データ

(1) 杉並区内事業所数、従業者数の推移



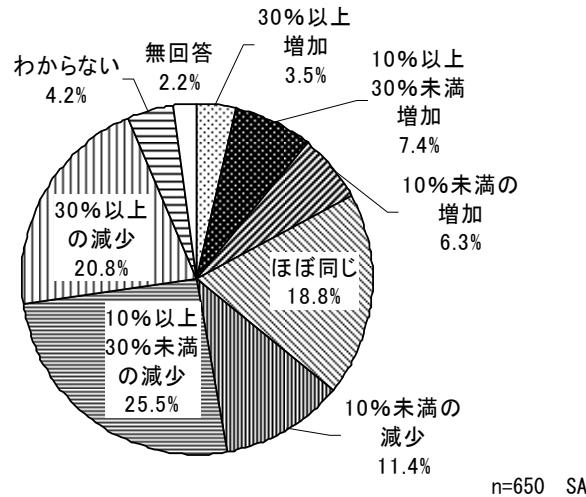
資料：事業所・企業統計（総務省）

(2) 産業分類別の事業所数の割合（近隣区市との比較）



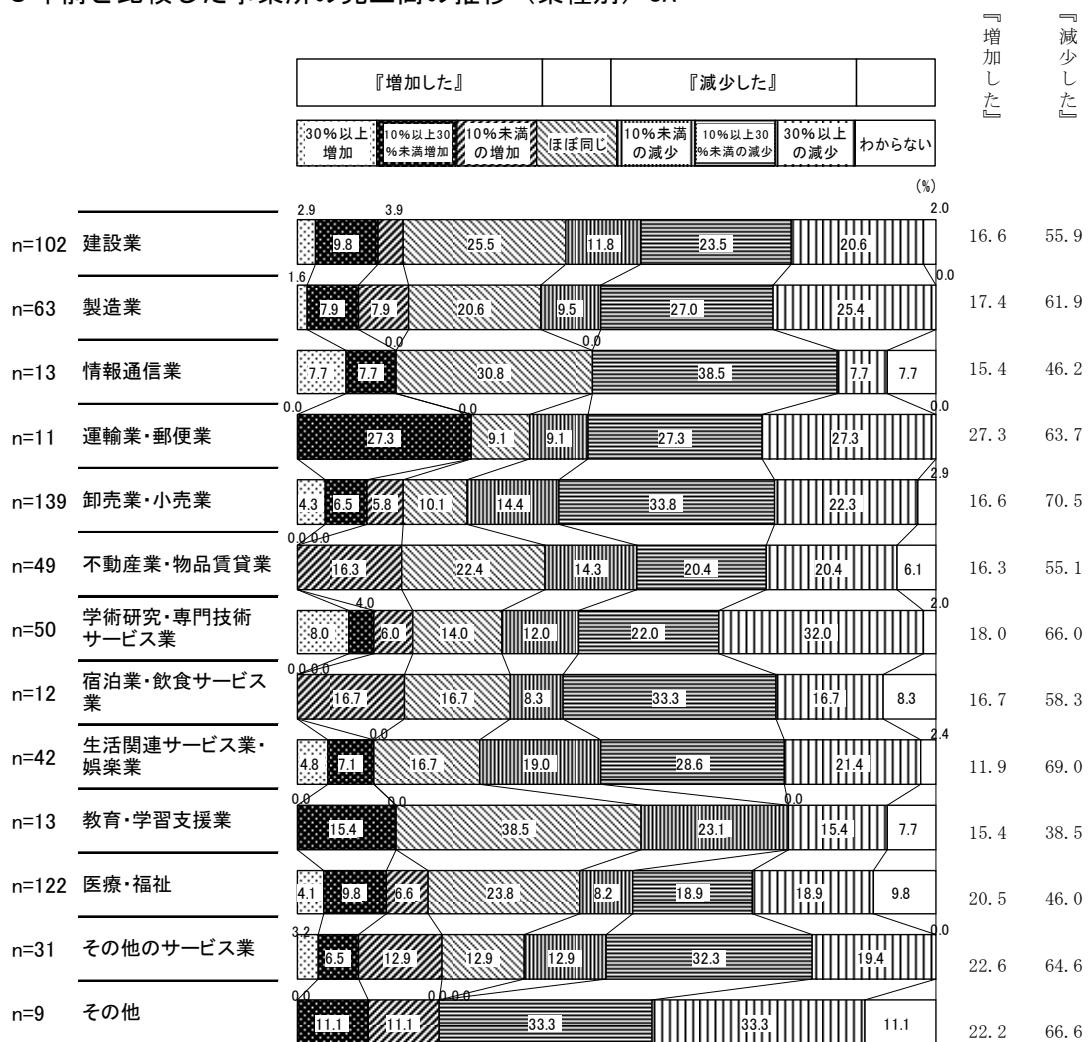
資料：平成 21 年経済センサス（総務省）

(3) 3年前と比較した事業所の売上高の推移



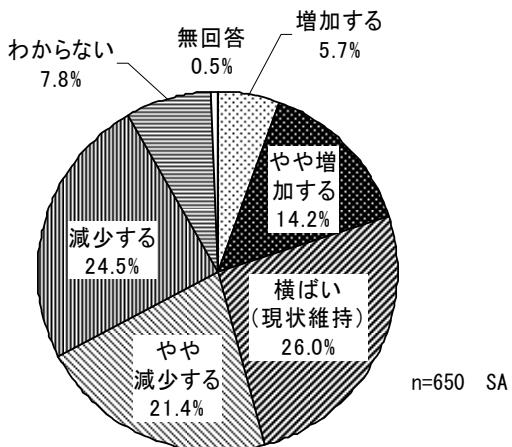
資料：平成 23 年杉並区事業所実態調査

(4) 3年前と比較した事業所の売上高の推移（業種別）SA



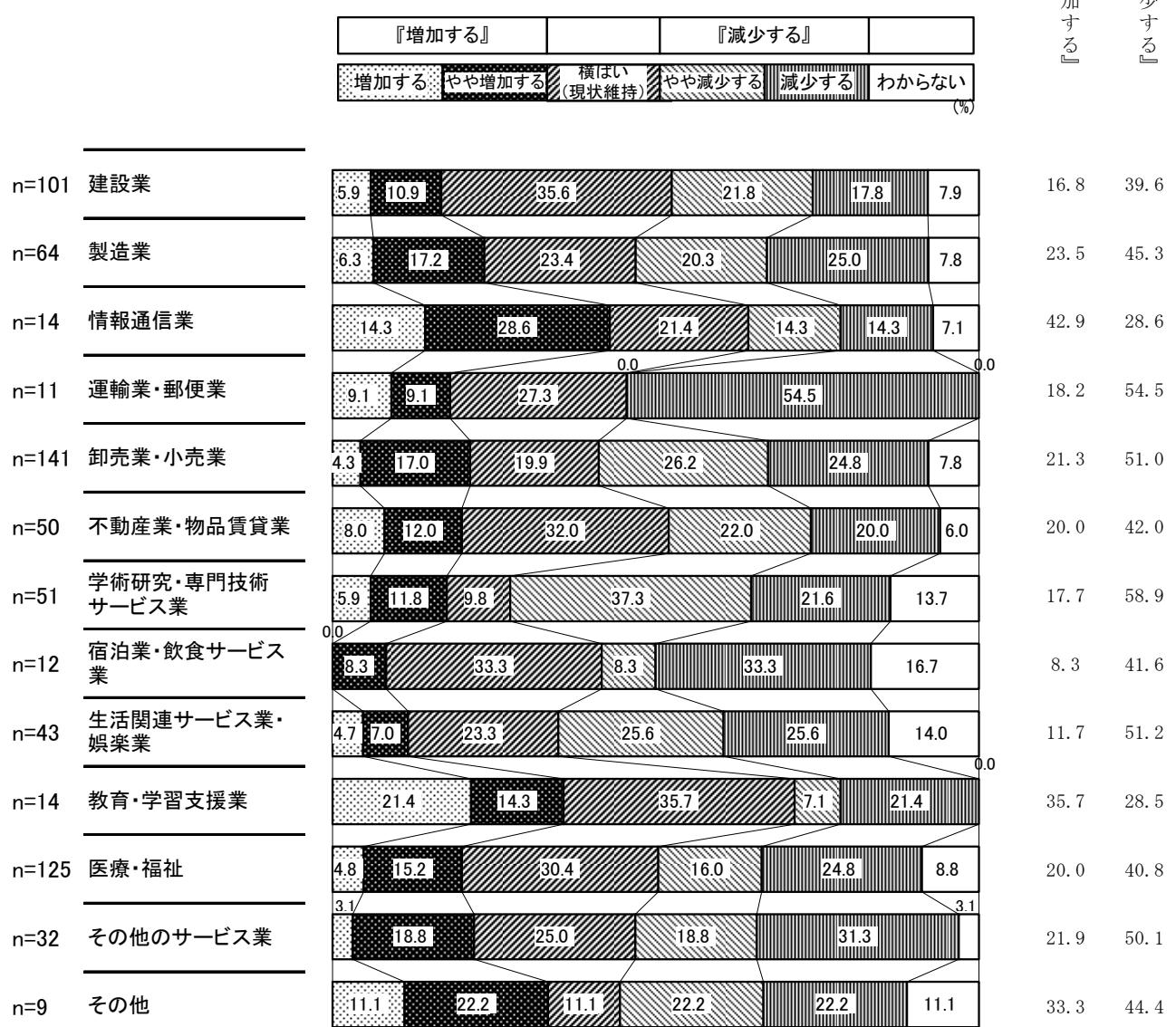
資料：平成 23 年杉並区事業所実態調査

(5) 今後の事業所の売上高の見込み



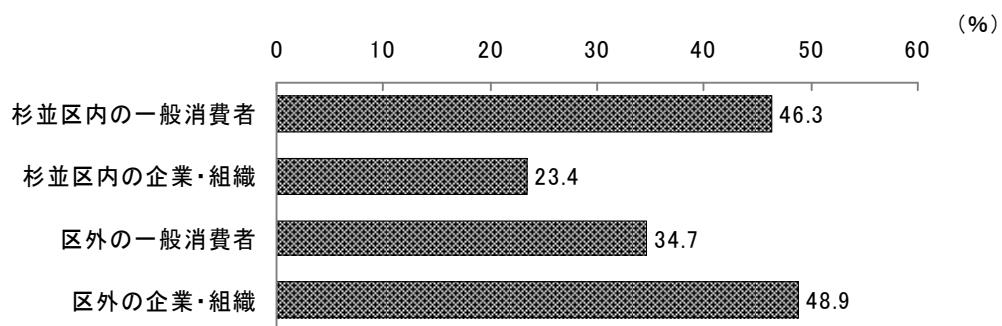
資料：平成 23 年杉並区事業所実態調査

(6) 今後の事業所の売上高の見込み（業種別）SA



資料：平成 23 年杉並区事業所実態調査

(7) 事業所の主な顧客



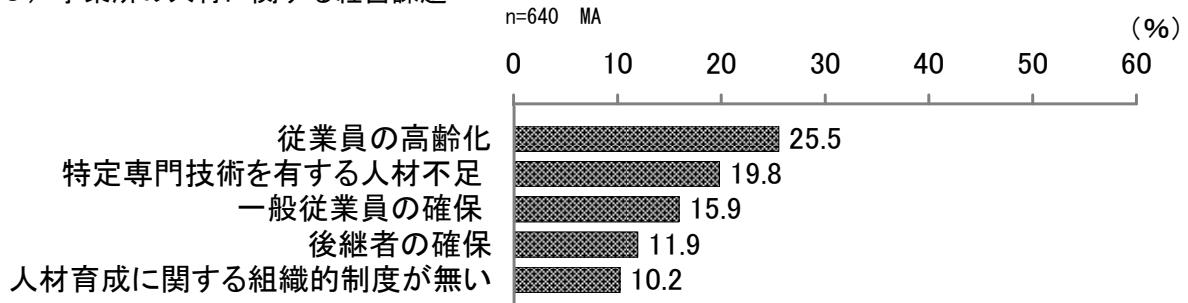
資料：平成 23 年杉並区事業所実態調査

(8) 事業所の主な顧客（業種別）MA

産業分類		杉並区内の 一般消費者	杉並区内の 企業・組織	区外の 一般消費者	区外の 企業・組織
建設業	n=99	36.4%	39.4%	32.3%	67.7%
製造業	n=63	11.1%	14.3%	25.4%	81.0%
情報通信業	n=14	21.4%	50.0%	28.6%	85.7%
運輸業・郵便業	n=10	30.0%	40.0%	40.0%	80.0%
卸売業・小売業	n=132	35.6%	25.0%	37.1%	56.1%
不動産業・物品賃貸業	n=45	51.1%	33.3%	51.1%	31.1%
学術研究・専門技術サービス業	n=50	16.0%	30.0%	26.0%	76.0%
宿泊業・飲食サービス業	n=12	75.0%	25.0%	33.3%	25.0%
生活関連サービス業・娯楽業	n=39	71.8%	10.3%	53.8%	15.4%
教育・学習支援業	n=12	66.7%	0.0%	41.7%	16.7%
医療・福祉	n=112	93.8%	4.5%	32.1%	2.7%
その他のサービス業	n=31	19.4%	32.3%	35.5%	71.0%
全産業		46.3%	23.4%	34.7%	48.9%

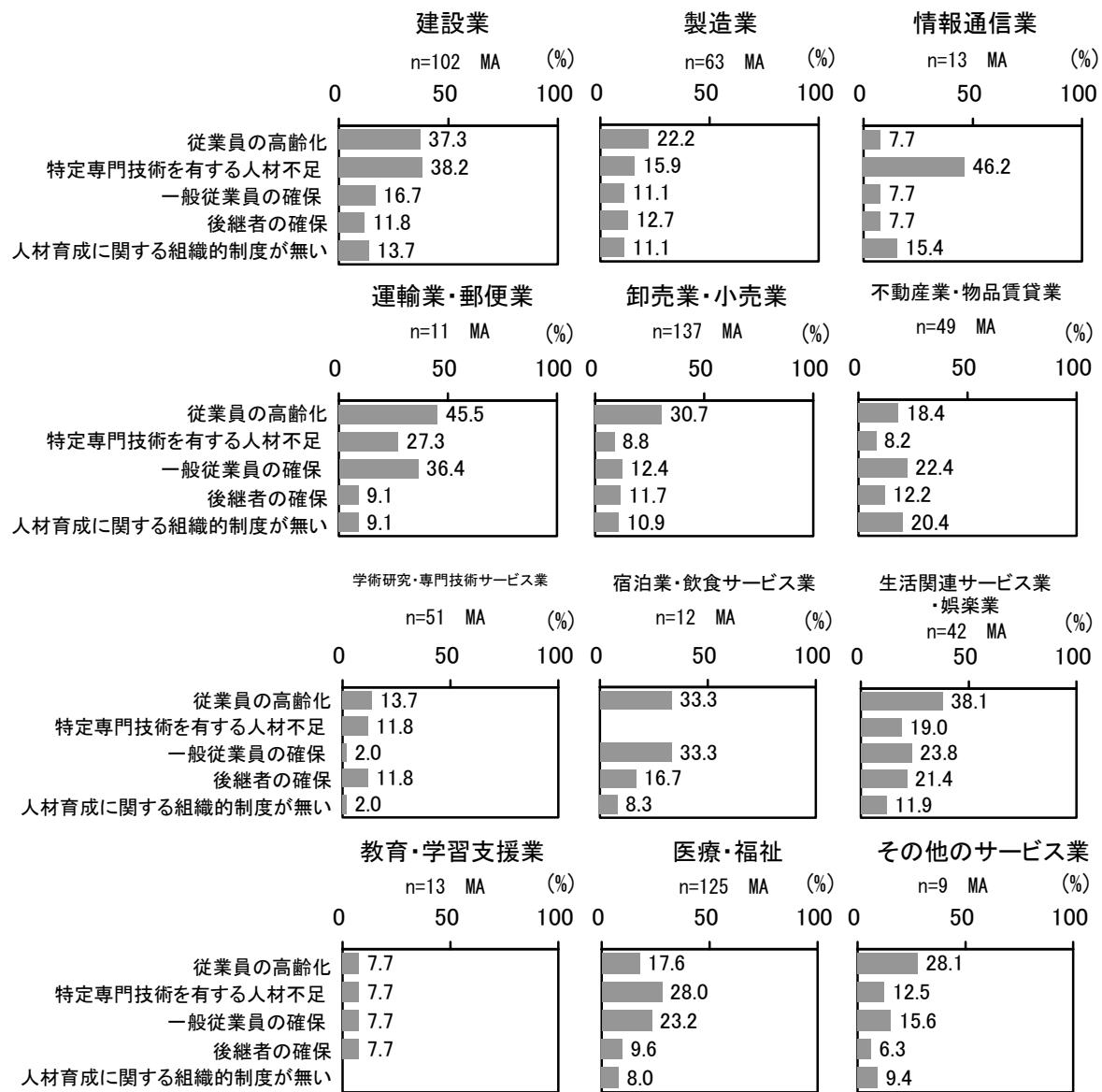
資料：平成 23 年杉並区事業所実態調査

(9) 事業所の人材に関する経営課題



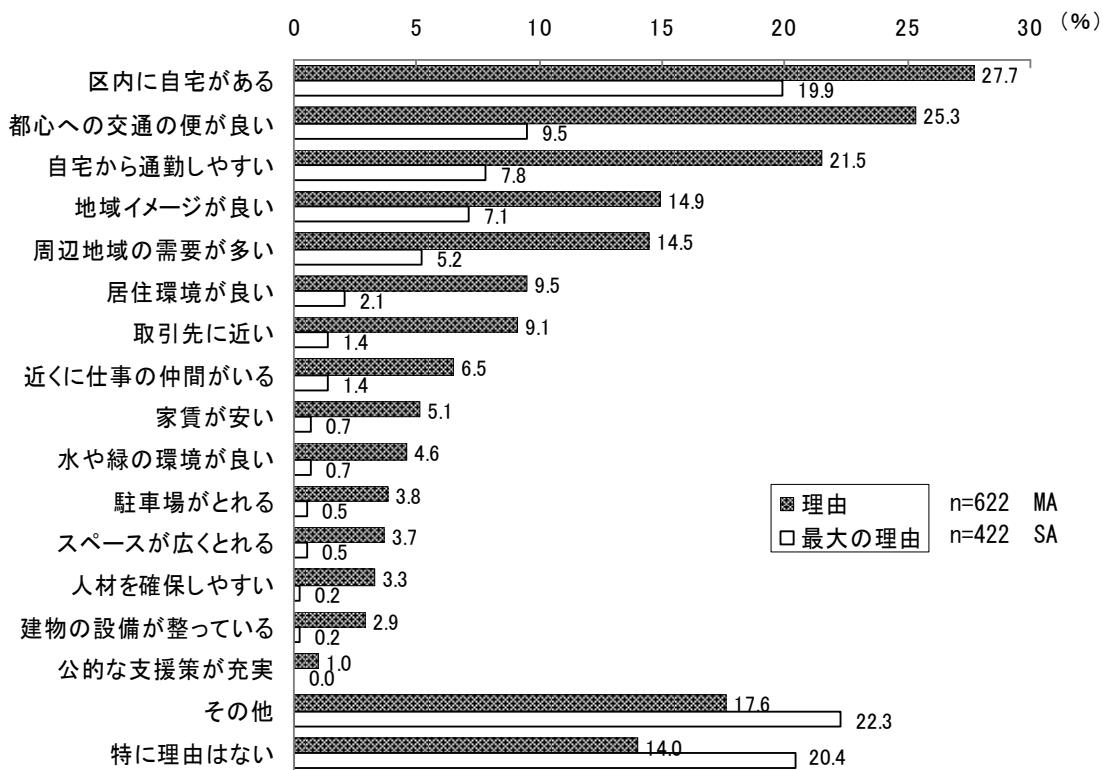
資料：平成 23 年杉並区事業所実態調査

(10) 事業所の人材に関する経営課題（業種別）



資料：平成 23 年杉並区事業所実態調査

(11) 杉並区で事業を開始した理由

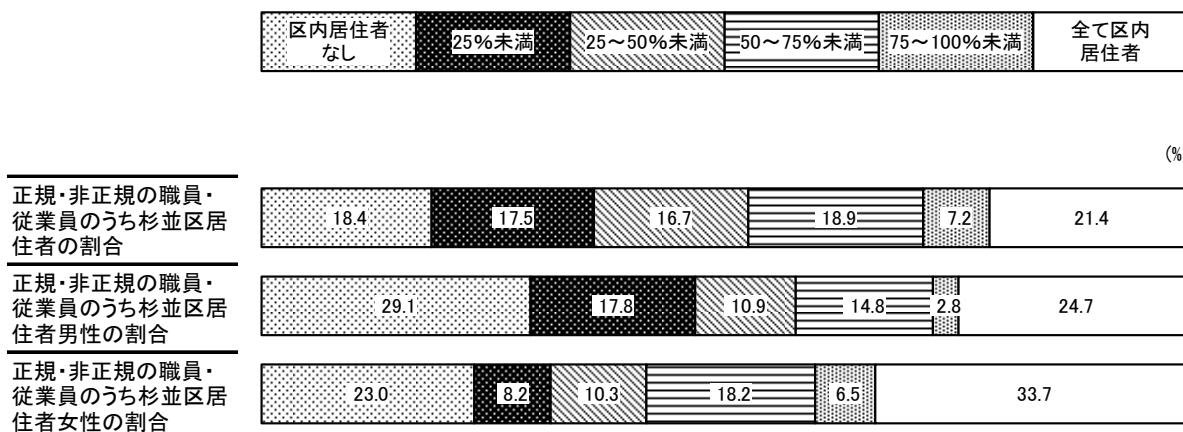


【その他の主な内容】

後継者として事業を引き継いだため(27)／自宅兼事業所のため(16)／不動産をもっていたため(8)／土地勘がある(5)／実家の事業継承(5)／知り合い・コネなどの縁(4)／先代・または創業者が区内在住であったため(4)／人の薦めがあった(4)／本社・親会社などに近い(4)／貨物輸送の利便性(4)

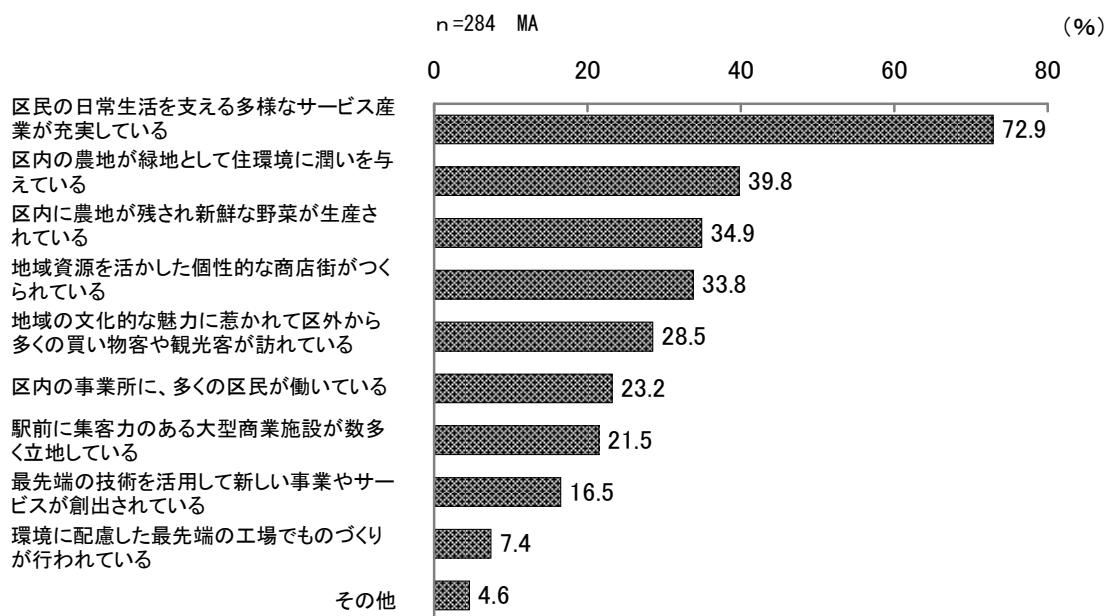
資料：平成23年杉並区事業所実態調査

(12) 従業員の区内居住率



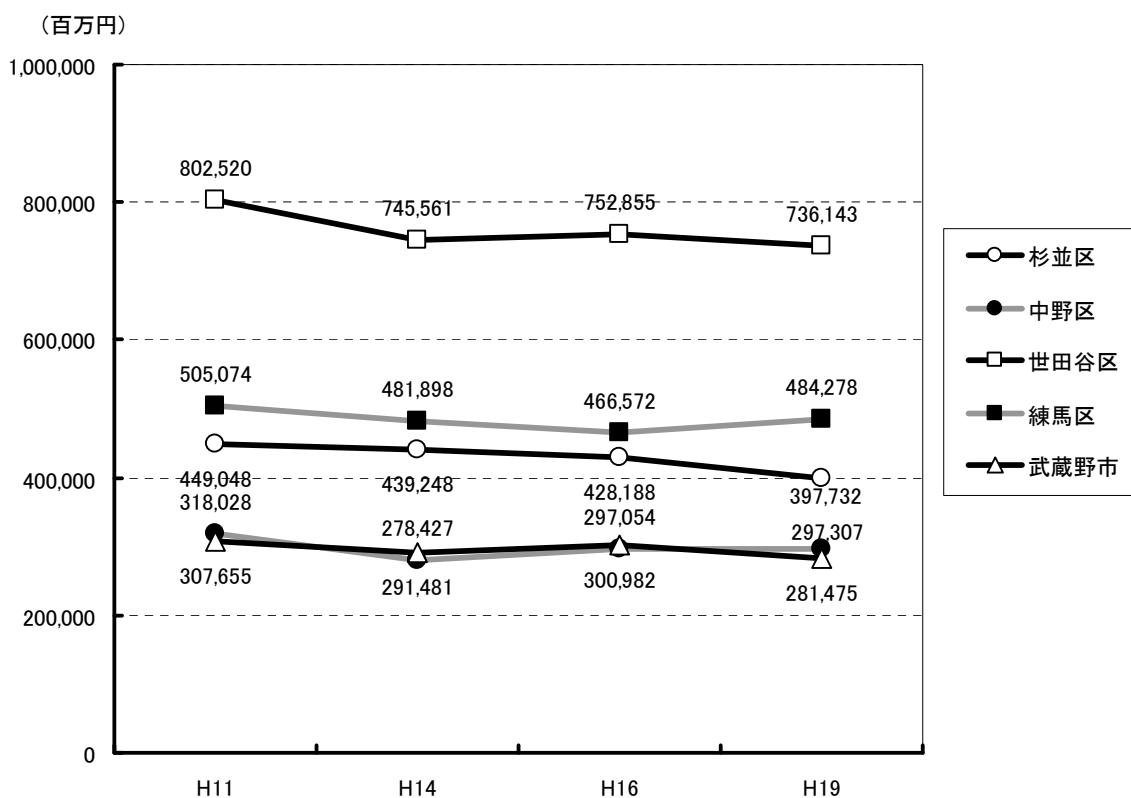
資料：平成23年杉並区事業所実態調査

(13) 区民が望む杉並区の産業の姿



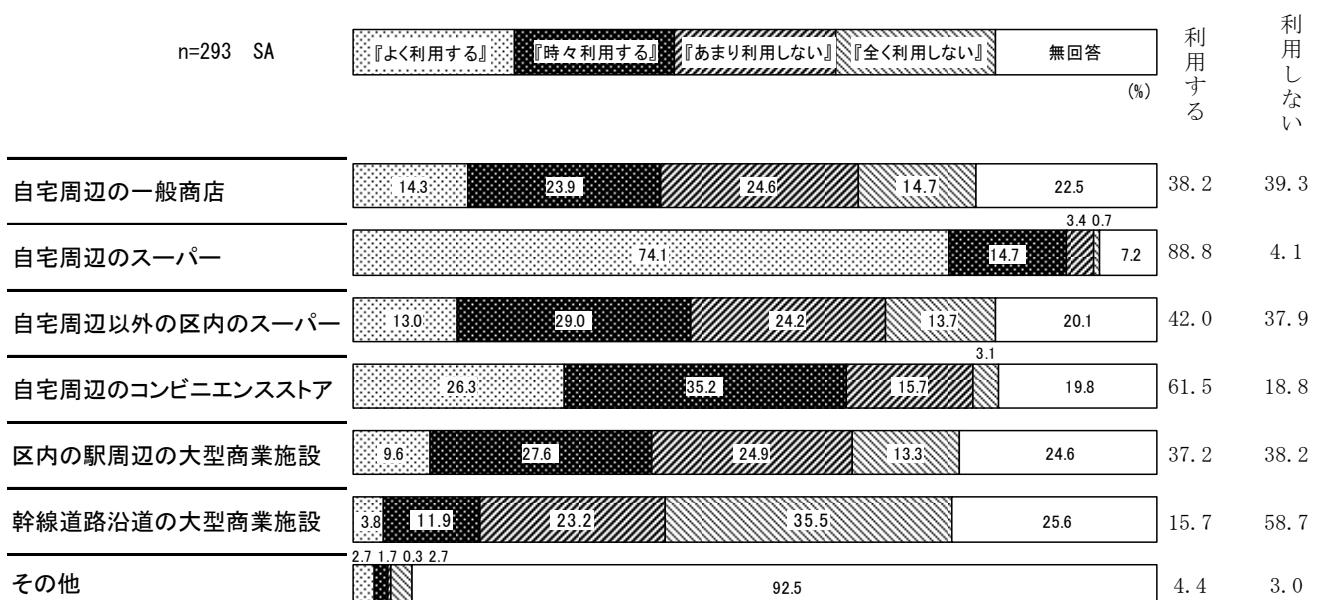
資料：平成 23 年杉並区の産業に関する区民意向調査

(14) 小売業の年間販売額の推移



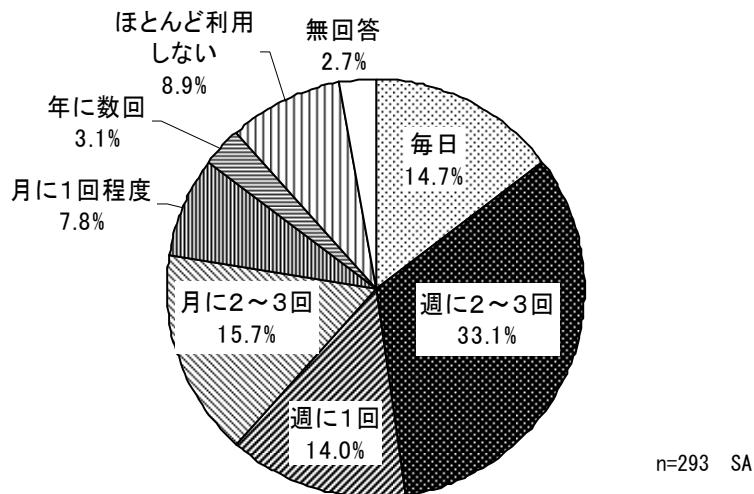
資料：平成 19 年商業統計（経済産業省）

(15) 区民が買い物に利用する店



資料：平成 23 年杉並区の産業に関する区民意向調査

(16) 区内商店街の区民の利用頻度



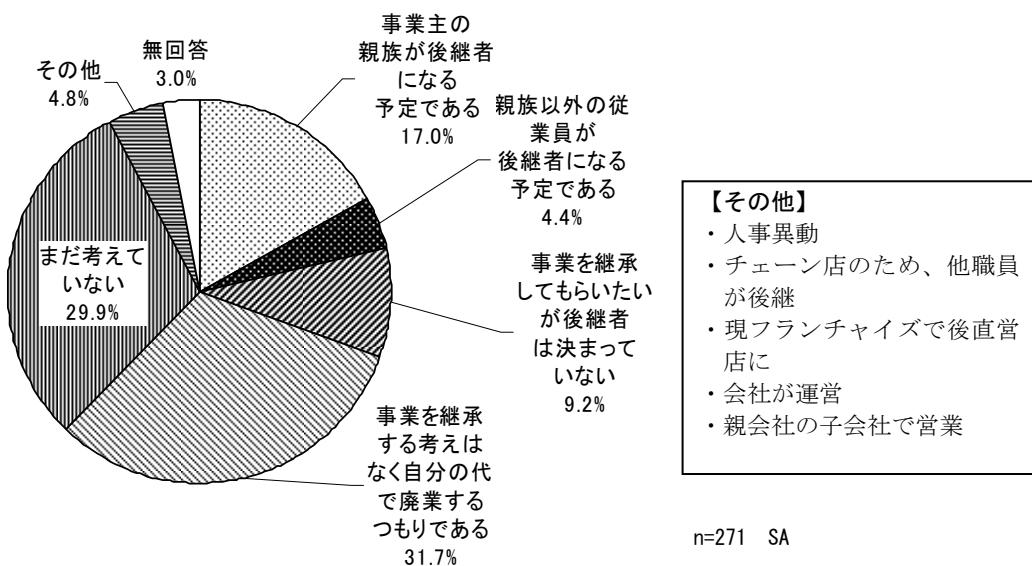
資料：平成 23 年杉並区の産業に関する区民意向調査

(17) 店舗業態別 店舗を選んだ理由（上位 5 つ）

店舗の業態	自宅周辺			必ずしも自宅周辺ではない		
	自宅周辺の一般商店	自宅周辺のスーパー	自宅周辺のコンビニエンスストア	自宅周辺以外の区内のスーパー	区内の駅周辺の大型商業施設	幹線道路沿道の大型商業施設
1 位	家から近い	家から近い	家から近い	価格が安い	1箇所で買い物が済ませられる	品揃えが豊富
2 位	品質・鮮度が良い	1箇所で買い物が済ませられる	営業時間が長い	品揃えが豊富	品揃えが豊富	駐輪・駐車場がある
3 位	安心感がある	価格が安い	欲しい物がある	欲しい物がある	品質・鮮度が良い	1箇所で買い物が済ませられる
4 位	価格が安い	品揃えが豊富	1箇所で買い物が済ませられる	品質・鮮度がよい	欲しい物がある	価格が安い
5 位	欲しいものがある	営業時間が長い	品揃えが豊富	駐輪・駐車場がある	ポイントなどを発行している	品質・鮮度が良い

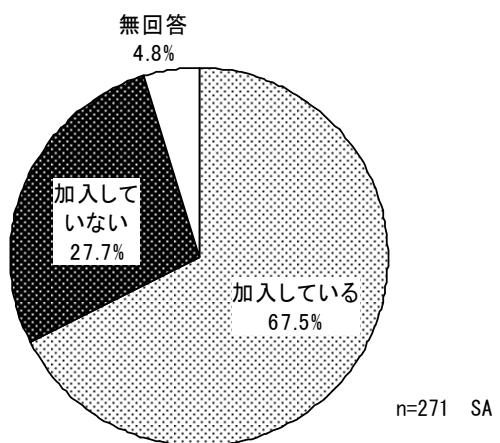
平成 23 年杉並区の産業に関する区民意向調査

(18) 商店における後継者の有無



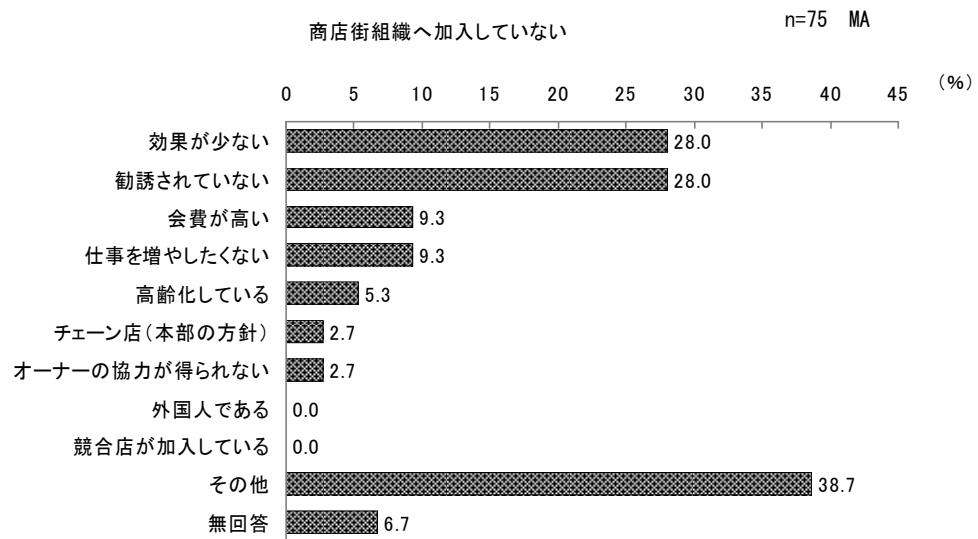
資料：平成 23 年杉並区商店実態調査

(19) 商店街組織への加入状況



資料：平成 23 年杉並区商店実態調査

(20) 商店街組織へ加入しない理由

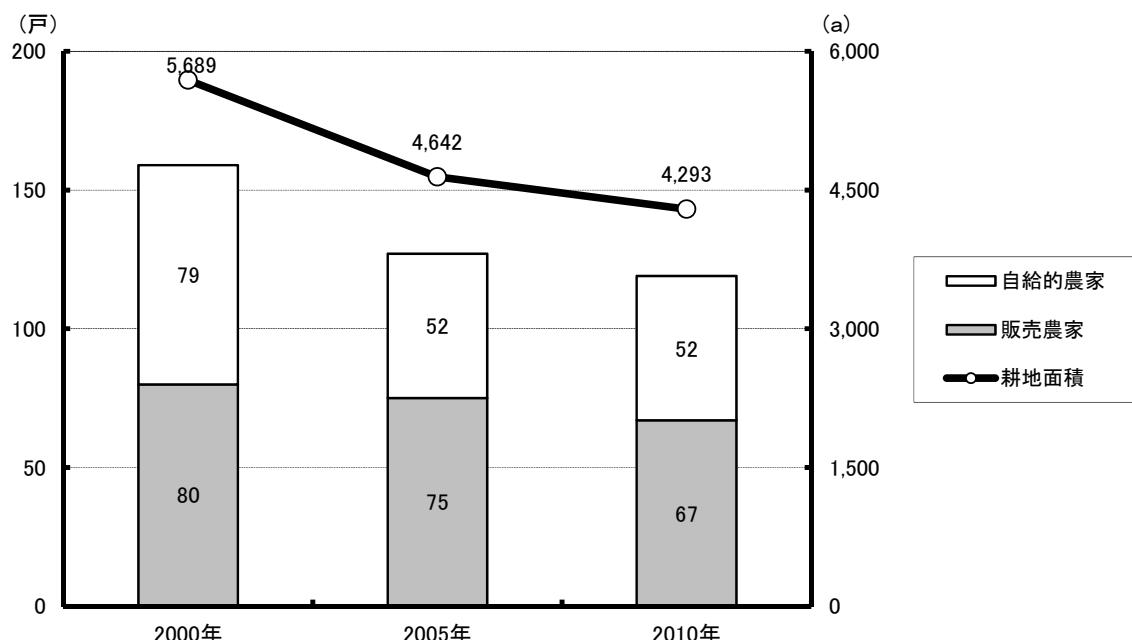


【その他】

- ・商店街ではない・離れている
- ・商店街組織がない
- ・組織を知らない
- ・一般業種と異なるため
- ・仕事内容が特殊なため
- ・商売ではないので必要性を感じない
- ・商店街とはあまり関係ない
- ・小売商店ではない
- ・商店街組織化に魅力を感じない
- ・商店街連合会に個人で入ったが、活動が無くやめました
- ・以前入っていたが辞めた
- ・テナントのため

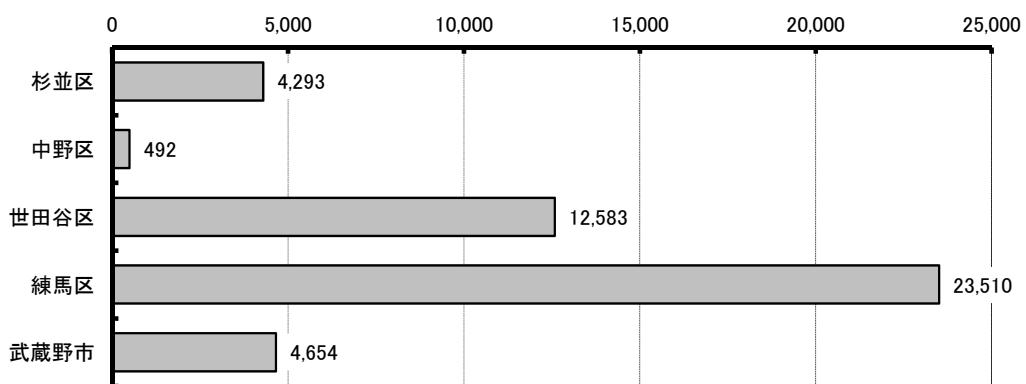
資料：平成 23 年杉並区商店実態調査

(21) 杉並区の農家数及び耕地面積の推移



資料：世界農林業センサス（農林水産省）

(22) 耕地面積の比較（近隣区市との比較） 平成 22 年



資料：2010 年世界農林業センサス（農林水産省）

※農林業センサスでは、「農家」とは「経営耕地面積が 10 アール以上の農業を行う世帯又は過去 1 年間における農業生産物の総販売額が 15 万円以上の規模の農業を行う世帯」をいう。

(23) 主な野菜・果樹の収穫量（近隣区市との比較）

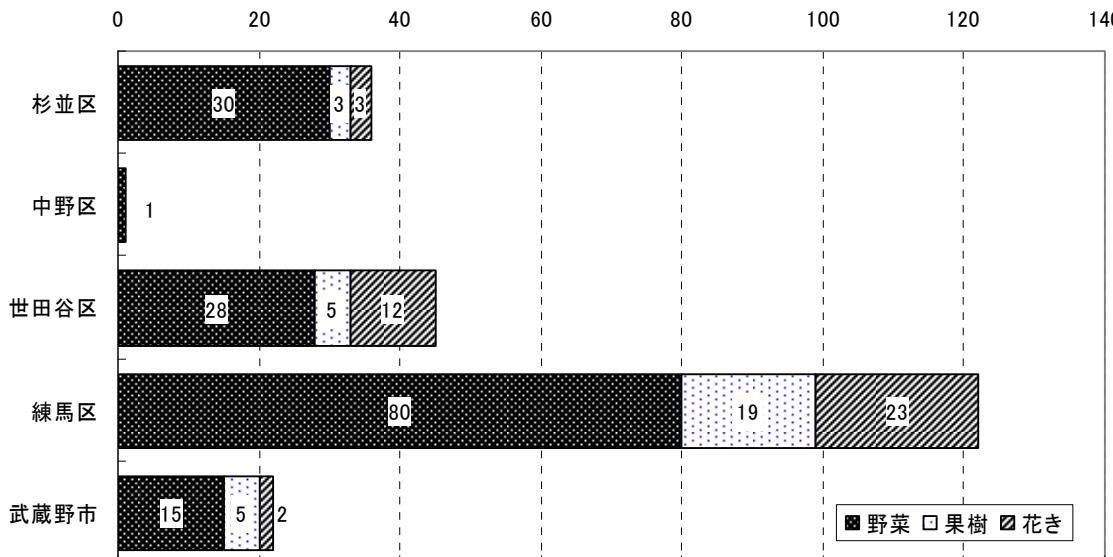
杉並区		中野区		世田谷区		練馬区		武蔵野市	
品目	収穫量(t)								
トマト	151	カリフラワー	23	だいこん	121	キャベツ	2,274	だいこん	105
だいこん	134	ばれいしょ	10	こまつな	106	キャベツ	596	キャベツ	83
キャベツ	99	トマト	9	ばれいしょ	103	ばれいしょ	244	ばれいしょ	40
ばれいしょ	68	だいこん	6	キャベツ	97	ブロッコリー	212	ブロッコリー	33
ねぎ	37	なす	6	トマト	70	こまつな	138	こまつな	31
ブロッコリー	33	かんしょ	3	ブロッコリー	53	ねぎ	131	とうもろこし	30
かんしょ	33	きゅうり	3	ねぎ	43	えだまめ	118	ねぎ	25
さといも	22	ブロッコリー	2	さといも	39	ほうれんそう	102	ほうれんそう	20
とうもろこし	19	はくさい	2	えだまめ	34	とうもろこし	70	えだまめ	18
えだまめ	19	—	0	かんしょ	30	さといも	60	さといも	14

品目		収穫量(t)	品目		収穫量(t)	品目		収穫量(t)	品目		収穫量(t)
キウイフルーツ	8	—	0	ぶどう	19	ぶどう	48	日本なし	23	ぶどう	11
くり	5	—	0	うめ	8	ブルーベリー	26	キウイフルーツ	14	キウイフルーツ	5
うめ	2	—	0	くり	5	うめ	6	ブルーベリー	3	ブルーベリー	3
ブルーベリー	1	—	0	日本なし	1	日本なし	5	くり	1	—	0
—	0	—	0	ブルーベリー	1	—	0	—	—	—	—
—	0	—	0	—	0	—	0	—	—	—	—

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書（平成 21 年度）

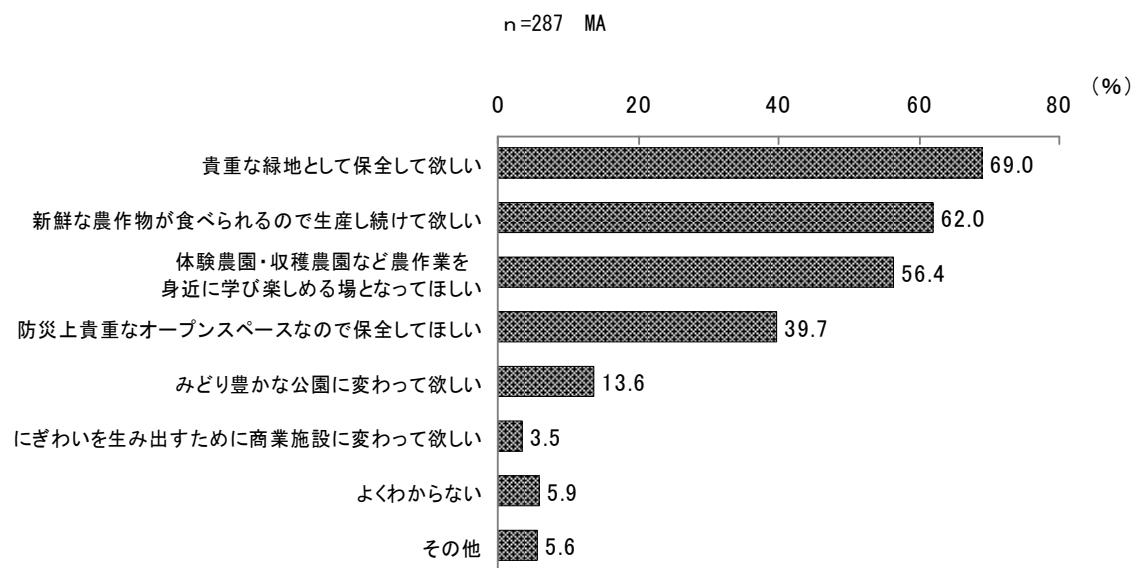
(24) 農業算出額（近隣区市との比較）

（単位：千万円）



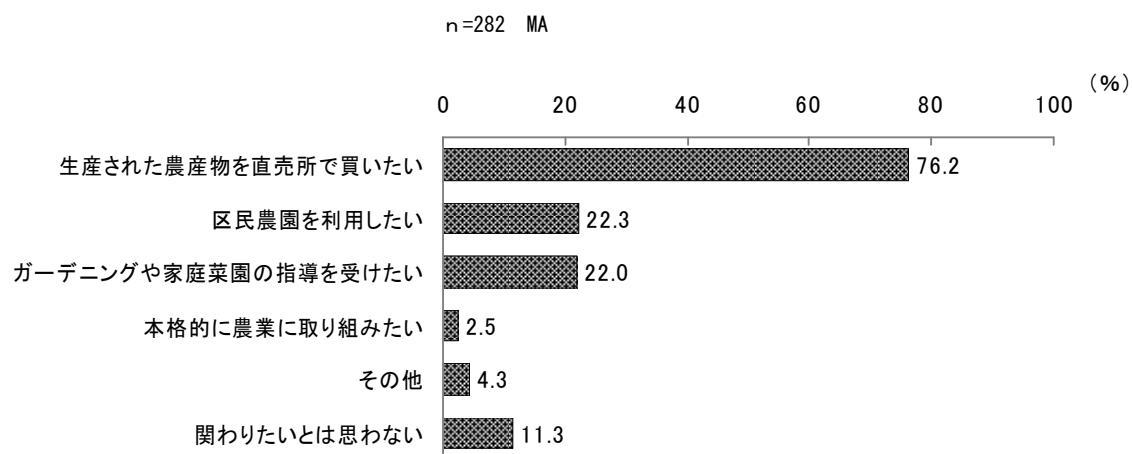
資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書（平成 21 年度）

(25) 杉並区民の区内農地に対する意見



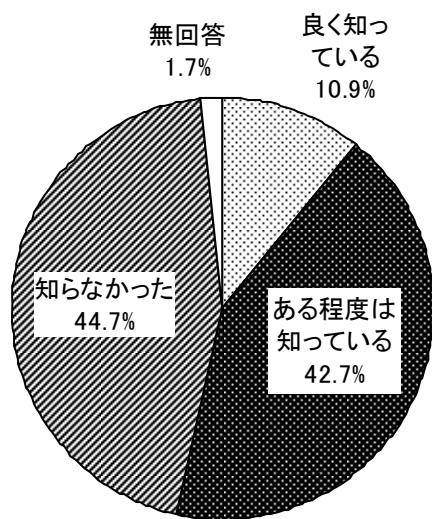
資料：平成 23 年杉並区の産業に関する区民意向調査

(26) 区民が望む農業との関わり方



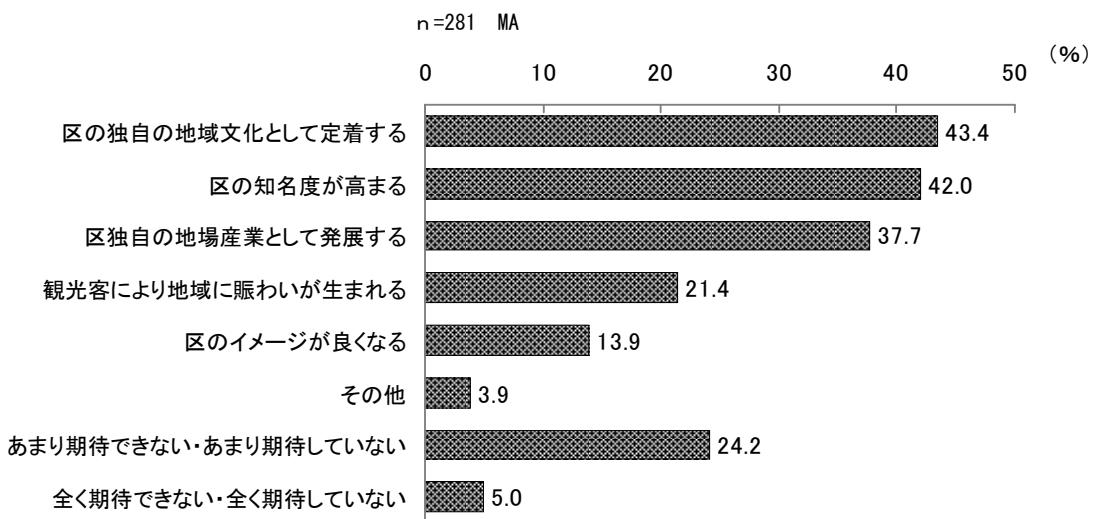
資料：平成 23 年杉並区の産業に関する区民意向調査

(27) アニメスタジオが杉並区に集積していることの認知度



資料：平成 23 年杉並区の産業に関する区民意向調査

(28) アニメーション産業に対する期待



資料：平成 23 年杉並区の産業に関する区民意向調査

2 杉並区産業振興審議会委員名簿

平成 25 年 4 月 1 日現在

	氏名	所属等	備考
1	いのうえ 井上 泰孝	杉並産業協会 名誉会長	
2	いまむら 今村 国治	杉並区町会連合会 会長	
3	おおひら 大平 義道	東京土建一般労働組合杉並支部 執行委員長	
4	かねこ 金子 憲	首都大学東京都市教養学部 准教授	審議会副会長 条例検討部会会长
5	かわもと 川本 弘史	西武信用金庫 事業支援部	平成 24 年 5 月 31 日まで委嘱
	まつもと 松本 聰	西武信用金庫 事業支援部	平成 24 年 6 月 1 日から 平成 24 年 9 月 30 日まで委嘱
	こぶち 小淵 康博	西武信用金庫 事業支援部	平成 24 年 10 月 1 日から委嘱
6	こたけ 小竹 良夫	東洋時計（株） 代表取締役	
7	さかた 坂田 幸彦	東京商工会議所杉並支部 副会長	
8	しもだ 下田 恭子	東京青年会議所杉並委員会 前委員長	
9	たきざわ 滝澤 廣	東京中央農業協同組合 営農経済部長	
10	たなか 田中 みつ子	消費者グループ連絡会	
11	とくだ 徳田 達介	杉並区商店会連合会 会長	
12	ないとう 内藤 松幸	杉並区農業委員会 会長職務代理	
13	なかむら 中村 浩一	杉並区商店会振興組合連合会 副理事長	
14	なかむら 中村 實	杉並区中小企業診断士会 理事長	
15	ふくだ 福田 健二	岩通ユニオン労連会長	平成 25 年 1 月 31 日まで委嘱
	かねこ 金子 征治	岩通ユニオン労連会長	平成 25 年 2 月 1 日から委嘱
16	ほさか 保坂 房雄	杉並産業協会 会長	
17	まつしま 松島 茂	東京理科大学大学院教授 イノベーション研究科技術経営専攻	審議会会长
18	みずしま 水島 隆年	東京商工会議所杉並支部 副会長	
19	もうずみ 両角 孝保	日本動画協会事務局長	平成 24 年 6 月 30 日まで委嘱
	まつもと 松本 悟	日本動画協会事務局長	平成 24 年 7 月 1 日から委嘱
20	わだ 和田 新也	箱根植木（株） 代表取締役	

3 審議会の検討経過

会議	開催日	主な議事
第1回審議会	平成24年5月18日	委員委嘱、会長選出、副会長指名、今後の進め方について
第2回審議会	平成24年6月6日	中小企業振興基本条例について
第3回審議会	平成24年7月3日	杉並区の商業振興施策及び商店街活性化について
第4回審議会	平成24年8月7日	杉並区の農業及びアニメ産業等における課題や活性化策について
第5回審議会	平成24年10月17日	地域経済の新たな活性化策のあり方について（電子地域通貨）
第6回審議会	平成24年11月8日	産業振興計画の答申に向けて
第7回審議会	平成24年12月11日	産業振興計画改定の答申案の確認
答申	平成24年12月27日	

4 杉並区産業振興審議会条例

(設置)

第1条 産業の振興に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、産業の振興に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員28人以内をもって組織する。

- (1) 区内の産業団体に属する者 10人以内
- (2) 産業関係者 10人以内
- (3) 学識経験者 3人以内
- (4) その他区長が適当と認める者 5人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

- 第6条 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。
- 2 部会の委員及び部会長は、第3条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
 - 3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

- 第7条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

- 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略